

令和 8 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 3 月 1 2 日

午後 1 時

箕面市役所本館 2 階特別会議室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 3 回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第 1		会議録署名委員の指定
第 2		教育長報告
第 3	議案第 27 号	箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件
第 4	議案第 28 号	箕面市立保育所条例施行規則改正の件
第 5	議案第 29 号	箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
第 6	議案第 30 号	箕面市保育料に関する規則改正の件
第 7	議案第 31 号	箕面市就学援助費給付要綱改正の件
第 8	議案第 32 号	箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
第 9	議案第 33 号	箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱廃止の件
第 10	議案第 34 号	箕面市学校協議会の設置に関する要綱改正の件
第 11	議案第 35 号	みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱制定の件
第 12	議案第 36 号	箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件
第 13	議案第 37 号	箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件
第 14	議案第 38 号	箕面市難聴児教室実施要綱廃止の件
第 15	議案第 39 号	箕面市母子保健事業等実施要綱改正の件
第 16	議案第 40 号	社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定の件に係る意見の件

第 1 7	報告第 7 号	箕面市教育委員会の所管に係る令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 7 号）の件
第 1 8	議案第 4 1 号	箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件
第 1 9	報告第 8 号	箕面市教育委員会人事発令の件
第 2 0	報告第 9 号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
第 2 1	報告第 1 0 号	箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
第 2 2	議案第 4 2 号	箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
第 2 3	報告第 1 1 号	生徒指導の件

教育長報告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
2	9	月	令和8年第2回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
2	12	木	教育委員会協議	オンライン	
2	19	木	教育委員会協議	オンライン	
2	21	土	箕面市青少年健全育成市民大会	メイプルホール 大ホール	
2	26	木	教育委員会協議	オンライン	
3	5	木	教育委員会協議	オンライン	

2 教育長

項 目	内 容
令和8年第1回 箕面市議会定例会	会期 令和8年2月19日から3月26日まで 本会議 第1日： 2月19日 第2日： 3月 4日 第3日： 3月 5日 第4日： 3月25日 第5日： 3月26日 文教常任委員会： 3月 9日
代表質問 (3月4日、3月5日)	質問項目〈子ども未来創造局〉 ○ 令和8年度(2026年度)施政及び予算編成方針のうち、「子育て・教育 世界一のまちへ」及び「緑あふれる 突き抜けるブランド力あるまちへ」等に係る質問
文教常任委員会 (3月9日)	質問項目〈子ども未来創造局〉 ○日本語指導支援事業(小中学校)について ○水泳指導業務委託事業について ○熱中症対策事業について ○箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業について ○英語教育強化事業について ○部活動地域展開事業について ○教育研修事業について ○学校給食運営事業について ○学校給食実施事業について ○箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件について ○保育所運営事業、教育・保育給付施設等運営補助業について ○教育・保育等給付事業(扶助費)について ○子ども・子育て支援条例改正の件について ○地域子育て支援センター運営事業について ○予防接種事業(子ども)について ○船場におけるアート×まちづくり事業 ○郷土資料館管理運営事業 ○総合運動場施設管理運営事業(臨時) ○第一市民プールリニューアル検討事業 ○図書館運営事業・図書館資料等整備事業 ○自習室拡充事業

教育行政の課題等	<p>○ 大阪府豊能地区教職員人事協議会会議</p> <p>日時 令和8年2月25日(水) 午後1時15分～</p> <p>場所 豊中市立地域共生センター西館 3階 会議室3、4</p> <p>内容 (1)開会 (2)会議録署名委員の指名 (3)前回会議録の承認 (4)事務処理に関する報告 (5)議案審議 議案第1号 令和9年度(2027年度)教員採用選考テストの実施について (6)その他 (7)閉会</p>
----------	---

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
2	14	土	子育て支援員研修(週末コース)	総合保健福祉センター2階大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回の5回目) 30人
2	17	火	第3回箕面市支援教育充実検討委員会	オンライン開催(本館地下厚生室、別館第3会議室、教育委員会室)	28人 ・箕面市支援教育方針に基づく施策の検証について ・LITALICO教育ソフトの概要と導入効果について ・UNIVA連携プロジェクトについて ・学校における実践例について ・今年度のまとめ、来年度の方向性について
2	21	土	作品展	こども園	
			生活発表会	各幼稚園	
			子育て支援員研修(週末コース)	総合保健福祉センター2階大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回の6回目) 30人
			令和7年度(2025年度)箕面市青少年健全育成市民大会	メイプルホール 大ホール	来場者 約370人 もみじ顕彰 11件 ささゆり褒賞 59件
2	26	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(新規ケース)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理 27人
3	3	火	園長会(幼稚園・認定こども園)	別館2階厚生室	4人 ・事務連絡 ・相談、苦情、各園所の様子について ・新年度配布書類等について
			所長会(保育所・認定こども園)	別館2階厚生室	5人 ・事務連絡 ・相談、苦情、各園所の様子について ・保育証書授与式について ・令和7年度の総括について

3	3	火	園所長会	別館2階厚生室	・卒園式、修了(保育)証書授与式について ・各園所の今後の課題について ・次年度の園所長会について ・令和8年の運営事業担当について	8人
3	6	金	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース見直し)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人
3	10	火	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース見直し)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	29人

〈生涯学習関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要	
2	28	土	箕面市アートプロジェクト「みんなのステージ」	箕面船場阪大前駅 野外ステージ	駅前野外ステージを無料で貸し出し、市民の音楽やパフォーマンスなどのステージ発表の場とする。	20人
			みのお八天石蔵ウォークトライアル	勝尾寺園地	鎌倉時代の石蔵を巡るウォークイベント(定員300人)	188人
12月23日 (火)~ 3月1日(日)			企画展「くらしの道具展」	第二別館(郷土資料館)	明治から平成初期にかけて使われた生活道具を展示。農業や食事など、くらしの中で使われた道具や写真、当時の人びとの生活の知恵や工夫を紹介した。	1,347人
3	1	日	箕面市アートプロジェクト「みんなのステージ」	桜井駅前ステージ	駅前野外ステージを無料で貸し出し、市民の音楽やパフォーマンスなどのステージ発表の場とする。	100人

議案第27号

箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
策定の件

箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を次のとおり定める。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

国・府の方針を踏まえつつ、本市の実情に即した業務量管理及び健康確保、そして教育職員のウェルビーイングの向上に向けた取組を示した「箕面市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を総合教育会議で報告するため、提案するものである。

**箕面市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)**

**箕面市教育委員会
令和8年4月**

目 次

1. はじめに	P3
2. 本市における現状	P4
3. 計画の期間	P8
4. 目標	P9
5. 業務量管理・健康確保措置の内容	P11
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて	P13

▶本実施計画における用語や表記の定義

職員	用語
教職員	教育職員、事務職員及び技能労務職員等(学校に勤務する職員)
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員 ①管理職(校長・准校長、教頭)、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、⑤指導栄養教諭・栄養教諭※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。
教員	教育職員のうち②及び③

在校等時間	内容の整理について
基本とする時間 (在校時間)	在校している時間
加える時間	校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
除く時間	・勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による) ・休憩時間

表記	関係法律等
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

1. はじめに

近年、教育職員の業務量増加や長時間勤務が大きな社会的課題となっており、心身の健康保持と働きやすい職場環境の整備が強く求められています。箕面市教育委員会では、これまで国や大阪府の方針や取組を踏まえ、教育職員の業務負担軽減や働き方改革の推進に取り組んできました。

令和2年には大阪府において「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」が制定され、時間外在校等時間の上限設定や校務運営の効率化、部活動改革、外部人材との連携など、さまざまな施策が進められています。これらの取組により、教育職員の負担軽減やワーク・ライフ・バランスの充実が図られ、教育活動の質の向上にもつながっています。

本市においても、教育職員が子どもたちと向き合う時間や自己研鑽の時間を十分に確保し、心身ともに健康で意欲的に職務に取り組めるよう、業務量の適切な管理と健康確保のための具体的な措置を推進することが重要です。

さらに、教育職員一人ひとりが心身の健康だけでなく、仕事への満足感や生きがい、社会的つながりなど、総合的なウェルビーイング(Well-being)を実感できる職場環境の実現を目指します。教育職員のウェルビーイングの向上は、教育活動の質のさらなる向上や、子どもたちの成長にも大きく寄与すると考えています。

業務量管理・健康確保措置実施計画(以下、「本実施計画」という)は、これまでの取組や国・府の方針を踏まえつつ、本市の実情に即した業務量管理および健康確保、そして教育職員のウェルビーイングの向上に向けた取組を体系的に示すものです。すべての教育職員が安心して働き続けられる学校づくりを目指し、関係者が一丸となって取り組んでまいります。

2. 本市における現状

【箕面市立小中学校における教育職員の時間外在校等時間の推移】

※下記には、臨時的任用教職員を含む。

①年間時間外在校等時間(1人あたり平均)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	302時間	268時間	225時間
中学校	509時間	463時間	448時間

②1ヶ月の時間外在校等時間(1人あたり平均)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	26時間	23時間	19時間
中学校	44時間	39時間	38時間

③年間時間外在校等時間が360時間を超える人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	202人	169人	139人
中学校	202人	215人	192人

④年間時間外在校等時間が720時間を超える人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	19人	8人	6人
中学校	78人	53人	42人

⑤月の時間外在校等時間が45時間を超える人数※

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	222人	199人	163人
中学校	224人	219人	206人

※当該年度中に、1度でも月の時間外が45時間を超えたことがある教育職員の数

いずれの項目においても減少傾向にあるが、年間時間外在校等時間が360時間を超える人数は令和6年度で小学校139人、中学校192人となっている。また、月の時間外在校等時間が45時間を超える人数は令和6年度で小学校163人、中学校206人となっている。各種照会や調査関係などの事務作業、生徒指導対応や保護者対応などの業務にかかる負担感が大きくなっている現状がある。

【箕面市立小中学校におけるワーク・ライフ・バランスに関する指標の推移(直近3年間の実績)】

①ストレスチェックにおける実施率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
37.3%	35.6%	37.4%

②教職員の年次有給休暇の平均取得日数(年間)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 平均17日	小学校 平均17日	小学校 平均17日
中学校 平均13日	中学校 平均15日	中学校 平均16日

③男性教職員の「育児休業(2週間以上の取得)」取得率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
16.6%	26.0%	30.4%

【本市における教育職員の働き方に関する取組】

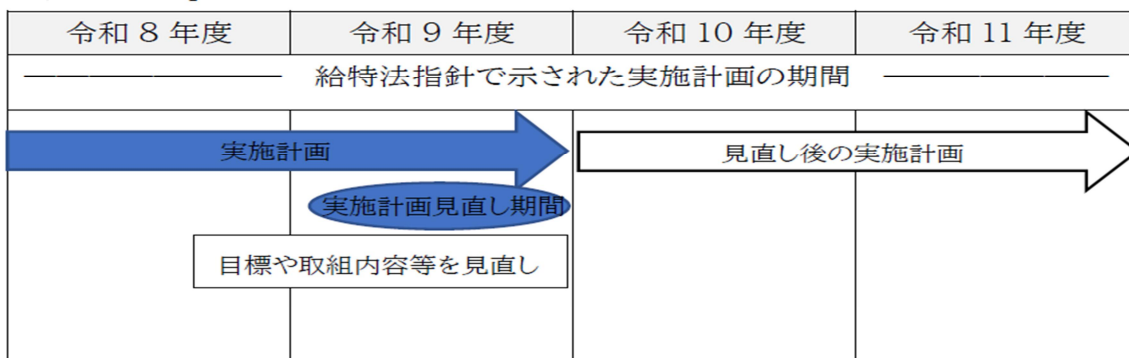
取組事例	具体的な内容
全校一斉退校日の設定	教職員全員が毎週1回勤務時間内で業務を終了し、午後7時までに退校する日を設定している。
学校閉校日の設定	来訪者対応や電話対応の頻度が少ない時期に、来訪者対応及び電話対応を行わない日を設定している。
転送電話の設定	平日午前8時から平日午後6時まで以外の時間(土・日曜日、祝日、学校閉校日を含む)は、電話対応を行わないこととし、学校の電話機のうち、代表電話は転送設定又は留守番電話を設定している。
電話回線の増設	固定電話の回線不足解消のため、携帯電話を新たに設置することにより、効率的な業務の遂行が可能な勤務環境を整備している。
教員事務支援員の全校配置	印刷作業や入力作業などの事務を専任で行う支援員(会計年度任用職員)を配置することで、事務負担の軽減を図り、教職員が心身ともに健康に過ごすことのできる勤務環境を整備している。
教頭事務支援員の配置	印刷作業や入力作業などの事務を専任で行う支援員(会計年度任用職員)を配置することで、教員の事務負担の軽減を図り、教職員が心身ともに健康に過ごすことのできる勤務環境を整備している。
自動採点システム「百問繚乱」の導入	自動採点システム「百問繚乱」を活用することで、採点業務負担の軽減を図り、他業務時間の確保ができるようシステムを導入している。
スクールロイヤーの配置	虐待やいじめ、学校事故、不当要求への対応など、学校が直面する諸課題に対して、箕面版スクールロイヤーがスクールソーシャルワーカーなどの学校を支える専門職とも連携しながら、初期対応の段階から教職員へ助言を行うことで、事案の長期化の予防や教職員の負担軽減につながっている。
tomoLinks の導入	児童生徒・保護者向け文書の配付や出欠連絡・連絡帳機能を活用することで、事務負担の軽減化を図っている。
2 in 1 端末の導入	既設環境では校務用端末が教職員4人に1台に留まっており、校務支援システムの活用が制限されていた。教職員学習用端末が1人1台という環境ということもあり、画面転送型のネットワーク分離環境を導入することで、学習用端末からセキュリティを担保したまま、校務ネットワークにもアクセスできるようになり、教職員の利便性を高め多様な働き方に対応している。
民間スイミングスクール活用	水泳指導を民間スイミングスクールに委託しているため、授業作成時間が短縮されている。また、天候に左右されることなく確実に授業が実施できるため、中止の場合の時間割調整を行う必要がなくなっている。

部活動地域展開	部活動を学校単位から地域単位の取り組みとし、新たな地域クラブ活動を整備していく。少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上している。
学校徴収金業務の集約処理	学校徴収金業務(徴収・未納対応・業者支払など)を教育委員会事務局で集約処理することにより、教職員の業務負担軽減と学校徴収金業務の効率化を図っている。
固定電話への録音機能の導入	正確な通話記録などを残し、保護者への対応をスムーズに行うため、固定電話へ録音機能を導入している。
小中一貫教育コーディネーターの配置	小中一貫教育の推進業務(カリキュラム作成・乗り入れ授業の日程調整・小中交流の企画立案など)を担う小中一貫教育コーディネーターが、その業務に専任できるよう、一部モデル実施校に市費加配を配置している。このことは、小中一貫教育を推進する学校職員の業務負担軽減につながっている。
ALT の配置	グローバル社会で活躍する子どもを育成するために英語教育を推進している。子どもたちに英語を使う機会を授業内・外で多く与えるために外国語指導助手(以下、ALT)を各校に数名配置している。小中学校ではほとんどの授業を日本人教員とALTとのチームティーチングで行っており、授業準備の部分もALTが積極的に関わっている。このことは小中学校の学校職員の業務負担軽減につながっている。
図書館司書の配置	学校図書館の資料管理、設備の整備、運営、学校図書館を活用した授業の支援、子どもたちの読書活動を推進していくため、全校に学校図書館司書を配置している。このことは小中学校の学校職員の業務負担軽減につながっている。
校内教育支援センター支援員の配置	校内教育支援センターで不登校などの児童生徒を支援する校内教育支援員を、小学校及び小中一貫校に配置し、教職員が担う児童生徒への支援の強化・補完を図っている。

3. 計画の期間

(1) 本実施計画の期間

➤ 令和8年度～令和11年度



(2) 留意点

- 本実施計画を定め、又は変更したときは総合教育会議に報告するとともに公式ホームページの掲載などで公表すること。
- 1年ごとに本実施計画及び取組内容などについては、更新すること。

4. 目標

教育職員の時間外在校等時間を1ヶ月45時間以内、1年間360時間以内を原則とする。本実施計画において、今後4年間で(令和11年度末までに)達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 箕面市立小中学校における教育職員の時間外在校等時間に関する目標

① 年間時間外在校等時間の縮減

成果目標	令和6年度実績	期間目標
平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	(小)225時間 (中)447時間	360時間以内
年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる	(小)139人 (中)192人	前年度よりも減少させる
年間時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする	(小)6人 (中)42人	0人

② 1ヶ月あたりの時間外在校等時間の縮減

成果目標	令和6年度実績	期間目標
月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする	(小)163人 (中)206人	0人

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年三月十七日大阪府人事委員会規則第二号)

通常時	例外(※)
単月45時間	単月100時間未満
年間360時間	年間720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超えて時間外に勤務する月は、年間6月まで

(※) 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(2)箕面市立小中学校におけるワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①ストレスチェック

成果目標	令和6年度実績	期間目標
ストレスチェックにおける実施率80%を目指す	37.4%	80%以上

②年次有給休暇

成果目標	令和6年度実績	期間目標
年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする	(小)平均17日 (中)平均16日	18日以上を 維持する

③育児休業(2週間以上の取得)の取得率

成果目標	令和6年度実績	期間目標
男性教職員の育児休業(2週間以上の取得)の取得率を85%以上とする	30.4%	85%以上

(3)教育職員1人当たりの担当する授業時数の削減について

➢加配教員(教科担任制、専科指導等)の配置を促進する。

(4)教育課程の編成の在り方について

➢年間授業時数について、標準授業時数を大きく上回ることはないように計画する。

(5)教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材の増員について

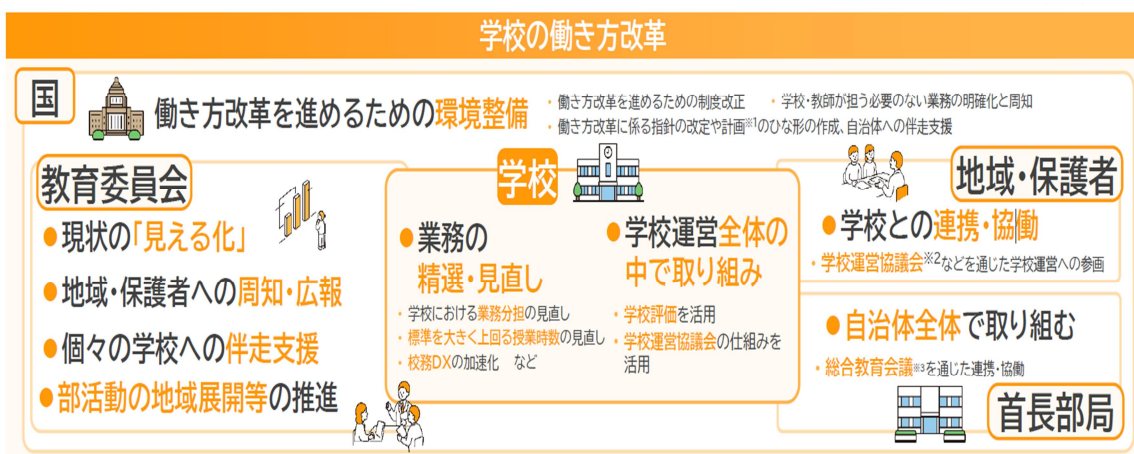
➢教頭事務支援員の配置拡大

R6・R7年度配置校10校をR8年度に全校(22校)にする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置のための内容

本実施計画では、業務量管理・健康確保措置の中から特に重点的に取り組む事項や、その他の取組について記載する。なお、これらの取組を推進するにあたっては、箕面市教育委員会と各学校が一体となって取り組むこととし、さらに、教育委員会、各学校、本市の関係部局、地域、保護者など、教育に関わるすべての関係者が、それぞれの権限と責任に基づき、連携・協働しながら推進していくものとする。

引用元:文部科学省『教師を取り巻く環境整備について』



①各学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 教務部代表者会などで各校の日課表について見直し、清掃時間や頻度、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、各校の好事例の共有を図る。
- 家庭連絡や出欠連絡などについて、学習支援ツール tomoLinks を活用を促すことで、業務負担軽減を図る。

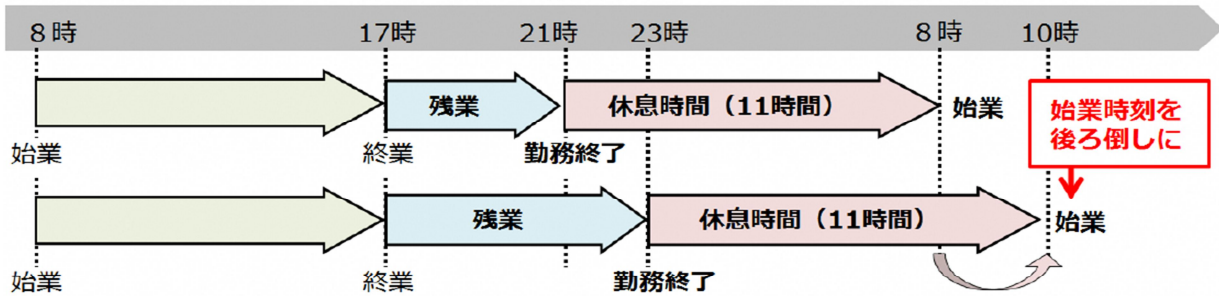
②教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法などの規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1月あたり時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施(少なくとも年度中1回)
- 「11時間」以上を目安とする勤務間インターバルの確保について、実施率 100%を目指す。

引用元:勤務間インターバル制度導入・運用マニュアルから抜粋(厚生労働省)

【例:11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

- ストレスチェックの実施率 80%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進を行うとともに、年間の年次有給休暇の取得率の結果を公表する。
- 学校における一斉退校日を月6回以上設定するよう推進する。((4.0日(R7年度における全校平均))
- 長期休業などの期間中に10日間以上の学校閉校日の設定を行う。((9.4日(R7年度における全校平均))

6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組(「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し)

引用元:文部科学省『教師を取り巻く環境整備について』

学校と教師の業務の3分類

➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

➢ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。**

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応


※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の閉錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回教・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り返すべきことは何か、話し合うことが大切です。

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画 18

学校以外が担うべき業務	具体例
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	箕面市青少年補導員による祭りの巡視や、市内の問題個所などの点検活動、街頭補導活動を実施する。
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整など	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域ボランティアコーディネーターが中心となり、各校のボランティア登録者が教育活動を支援する環境を整備する。 ・今後も、教職員の働き方改革と学校と地域との連携・協働の両立により子どもたちの安全・安心な環境づくりとともに、学校教育活動の充実を図る。(青少年育成室 地域運動会・3世代交流事業など) ・学校において、PTAの行事やイベント、会議などの内容や手法、頻度について、持続可能な在り方を検討し、保護者と調整のうえ、整理する。(青少年育成室 PTA役員会議など)
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局に箕面版スクールロイヤーを配置することにより、法的な観点からの助言を初期段階か

な事案への対応	<p>ら迅速に仰ぐことができ、教師の負担軽減につながる。</p> <p>・保護者などからの過剰な要求などに対する対応については、スクールロイヤーや教育委員事務局が学校へ指導助言を行うとともに、状況に応じて教育委員事務局が対応するなど、学校と教育委員会事務局が一体となって対応を行う。</p>
---------	---

教師以外が積極的に 参画すべき業務	具体例
電話対応・来客対応	教頭事務支援員や教員事務支援員が今後も積極的に行う。
調査・統計などの回答	単純入力作業や仕分け作業などは、教頭事務支援員や教員事務支援員が今後も積極的に行う。
ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 支援員の活用事例の周知及び配置の拡充化を行う。 ・学校 OA サポートによる保守・管理対応を委託する。 ・タブレットの更新作業や故障対応などは教頭事務支援員が今後も積極的に行う。
学校プールなどの施設・設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の戸締まりなどを業務委託することにより、日々の業務終了時の負担軽減を図る。 ・小学校、一貫校については水泳指導を民間委託を行う。
校内清掃	小学校では、プールの民間委託に伴い、災害時の水質管理を考慮し、これまで教員が実施していたプール清掃を業務委託することで、清掃実施の負担削減を図る。(※R8 当初予算議決が必要)
部活動	部活動支援員を配置し、各校の部活動顧問業務の負担軽減を行う。部活動の地域展開を進め、令和9年度中に学校部活動を終了させる。

教師の業務だが負担軽減を 促進すべき業務	具体例
給食の時間における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・給食指導は担任など教員が対応するが、食に関する指導については原則栄養教諭などが対応する。 ・指導に要する教材は、ICT を活用して栄養教諭など

	が全校共通で作成する。
授業準備、学習評価や成績処理 (ワークシート等の印刷)	自動採点ソフト「百問繚乱」の使い方マニュアルの作成 や研修の実施の検討を行う。
学校行事の準備・運営	小中一貫教育のさらなる推進を図り、校区内での小中 (小小)合同行事の実施など、各学校の好事例を共有す ることで充実化を図る。
進路指導	進路担当者が大阪府教育庁との連絡の窓口を担い、 進学先などに関する情報収集や提供を行うとともに、 府公立高校入試に係る配慮申請業務を行う。
支援が必要な児童生徒・家庭への 対応	スクールカウンセラー(教育相談員)やスクールソーシ ヤルワーカーによる児童生徒や保護者の相談対応及び 家庭訪問などを行う。

(2)今後のフォローアップ

➤教育委員会において、各学校の状況を確認し、本実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導などを実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

➤各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本実施計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントなどに関する研修を充実させ、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校協議会における協議なども踏まえつつ、本実施計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

➤保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会などに対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

議案第 28 号

箕面市立保育所条例施行規則改正の件

箕面市立保育所条例施行規則の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

延長保育料を変更するため、箕面市立保育所条例施行規則（平成 27 年箕面市教育委員会規則第 22 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔 

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

箕面市立保育所条例施行規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「午後六時」を「午後七時」に改め、同条ただし書を削る。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条第二項中「（令和元年箕面市教育委員会規則第五号）」を削り、同条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条第二項中「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第八条とし、第三条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。

（保育時間）

第三条 保育所における保育時間は保育標準時間認定（箕面市保育の利用に関する規則（令和元年箕面市教育委員会規則第五号）第五条第一号に規定する「保育標準時間認定」をいう。以下同じ。）の児童にあつては、午前七時三十分から午後六時三十分までとし、保育短時間認定（箕面市保育の利用に関する規則第五条第二号に規定する「保育短時間認定」をいう。以下同じ。）の児童にあつては、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、保育時間を変更することができる。

（延長保育時間）

第四条 保育所における延長保育（子ども・子育て支援法（平成二十四年

法律第六十五号) 第五十九条第二号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。) の時間は、次のとおりとする。

対象児童	延長保育時間
保育標準時間認定の児童	午前七時から午前七時三十分まで 午後六時三十分から午後七時まで
保育短時間認定の児童	午前七時から午前九時まで 午後五時から午後七時まで

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

延長保育料金表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	単位利用時間帯保育料（1人につき）
準用保育料規則別表第1の2の表のAからB2までの階層の世帯	単位利用時間帯AからHまで 各0円
準用保育料規則別表第1の2の表の上記以外の階層の世帯	単位利用時間帯AからHまで 各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。

備考

- 1 単位利用時間帯とは、次の時間帯をいう。
 - (1) 単位利用時間帯A 午前7時から午前7時30分まで
 - (2) 単位利用時間帯B 午前7時30分から午前8時まで
 - (3) 単位利用時間帯C 午前8時から午前8時30分まで
 - (4) 単位利用時間帯D 午前8時30分から午前9時まで
 - (5) 単位利用時間帯E 午後5時から午後5時30分まで
 - (6) 単位利用時間帯F 午後5時30分から午後6時まで
 - (7) 単位利用時間帯G 午後6時から午後6時30分まで
 - (8) 単位利用時間帯H 午後6時30分から午後7時まで
- 2 準用保育料規則別表第1の2の表のAからB2までの階層以外の世帯で、同一世帯から2人以上の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「教育・保育給付認定子ども」をいう。以下同じ。）がいるとき又は同一世帯に教育・保育給付認定子ども以外の特定被監護者等（準用保育料規則別表第1備考第8項に規定する「特定被監護者等」をいう。以下同じ。）がいるときの当該児童に係る保育料は、この表の規定にかかわらず次表のとおりとする。

利用する児童の区分		単位利用時間帯保育料（1人につき）
準用保育料規則別表第1備考第6項	第1子	単位利用時間帯AからHまで 各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。
準用保育料規則別表第1備考第7項	第1子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
準用保育料規則別表第1備考第6項	第2子	単位利用時間帯AからHまで 各110円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各1,870円とする。
準用保育料規則別表第1備考第7項	第2子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
準用保育料規則別表第1備考第8項	最年長の者から順に2人目である教育・保育給付認定子ども	
準用保育料規則別表第1備考第9項	最年長の教育・保育給付認定子ども	

準用保育料規則別表 第1備考第6項	第3子以降の子ども	単位利用時間帯AからHまで 各0円
準用保育料規則別表 第1備考第7項	第3子以降の子ども (教育・保育給付認定子どもに限る。)	
準用保育料規則別表 第1備考第8項	最年長の者から順に 3人目以降である教 育・保育給付認定子 ども	
準用保育料規則別表 第1備考第9項	最年長の者から順に 2人目以降である教 育・保育給付認定子 ども	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第八条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の分として納入する延長保育料について適用し、施行日前の分として納入する延長保育料については、なお従前の例による。

議案第 29 号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立幼保連携型認定こども園の預かり保育料及び延長保育料を変更するため、箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和 5 年箕面市教育委員会規則第 14 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和五年箕面市教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第六条から第十九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（延長保育時間）

第六条 認定こども園における延長保育時間は、次のとおりとする。

対象園児	延長保育時間
保育標準時間認定の園児	午前七時から午前七時三十分まで
	午後六時三十分から午後七時まで
	午前七時から午前九時まで
保育短時間認定の園児	午後五時から午後七時まで

別表第一中「570円」を「580円」に、「1,290円」を「1,300円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

延長保育料金表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	単位利用時間帯保育料（1人につき）
準用保育料規則別表第1の2の表のAからB2までの階層の世帯	単位利用時間帯AからHまで 各0円
準用保育料規則別表第1の2の表の上記以外の階層の世帯	単位利用時間帯AからHまで 各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。

備考

- 1 単位利用時間帯とは、次の時間帯をいう。
 - (1) 単位利用時間帯A 午前7時から午前7時30分まで
 - (2) 単位利用時間帯B 午前7時30分から午前8時まで
 - (3) 単位利用時間帯C 午前8時から午前8時30分まで
 - (4) 単位利用時間帯D 午前8時30分から午前9時まで
 - (5) 単位利用時間帯E 午後5時から午後5時30分まで
 - (6) 単位利用時間帯F 午後5時30分から午後6時まで
 - (7) 単位利用時間帯G 午後6時から午後6時30分まで
 - (8) 単位利用時間帯H 午後6時30分から午後7時まで
- 2 準用保育料規則別表第1の2の表のAからB2までの階層以外の世帯で、同一世帯から2人以上の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「教育・保育給付認定子ども」をいう。以下同じ。）がいるとき又は同一世帯に教育・保育給付認定子ども以外の特定被監護者等（準用保育料規則別表第1備考第8項に規定する「特定被監護者等」をいう。以下同じ。）がいるときの当該児童に係る保育料は、この表の規定にかかわらず次表のとおりとする。

利用する児童の区分		単位利用時間帯保育料（1人につき）
準用保育料規則別表第1備考第6項	第1子	単位利用時間帯AからHまで 各230円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各3,910円とする。
準用保育料規則別表第1備考第7項	第1子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
準用保育料規則別表第1備考第6項	第2子	単位利用時間帯AからHまで 各110円 ただし、当該月に利用した単位利用時間帯毎の利用回数が17回を超えるときは、各1,870円とする。
準用保育料規則別表第1備考第7項	第2子（教育・保育給付認定子どもに限る。）	
準用保育料規則別表第1備考第8項	最年長の者から順に2人目である教育・保育給付認定子ども	
準用保育料規則別表第1備考第9項	最年長の教育・保育給付認定子ども	

準用保育料規則別表 第1備考第6項	第3子以降の子ども	単位利用時間帯AからHまで 各0円
準用保育料規則別表 第1備考第7項	第3子以降の子ども (教育・保育給付認定子どもに限る。)	
準用保育料規則別表 第1備考第8項	最年長の者から順に 3人目以降である教 育・保育給付認定子 ども	
準用保育料規則別表 第1備考第9項	最年長の者から順に 2人目以降である教 育・保育給付認定子 ども	

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第四号中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

様式第五号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に利用する預かり保育料及び延長保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。

議案第30号

箕面市保育料に関する規則改正の件

箕面市保育料に関する規則の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

令和8年1月のシステム標準化により、システムが多子世帯のカウント方法に関する市の独自基準に対応できなくなったため、国の基準に合わせるよう、箕面市保育料に関する規則（平成27年箕面市教育委員会規則第20号）の一部改正を提案するものである。

箕面市保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔 印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市保育料に関する規則の一部を改正する規則

箕面市保育料に関する規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表備考第六項から第八項までを次のように改める。

- 6 生計を一にする世帯に属する子どもが教育・保育給付認定子どもである場合の保育料の月額額は、第1子（当該教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。

- 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次の(1)から(5)までに該当する子どもがいる場合の保育料の月額額はこれらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子（第1子及び第2子以外の者をいう。）以降の教育・保育給付認定子どもについては0円とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚

園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども

(2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども

(3) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設を利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

8 前2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、ひとり親世帯等に該当しない世帯であつて、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯であるときは、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で、最年長の者から順に2人目である教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額についてはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降である教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額については0円とする。

児童福祉法の規定による。

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、ひとり親世帯等に該当する世帯であつて、市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯であるときは、教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額については0円とする。

別表第二種児童手当の算入児童の要件に該当する。

6 生計を一にする世帯に属する子どもが教育・保育給付認定子どものみである場合の保育料の月額額は、第1子（当該教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。

7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次の(1)から(5)までに該当する子どもがいる場合の保育料の月額額はこれらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子（第1子及び第2子以外の者をいう。）以降の教育・保育給付認定子どもについては0円とする。

(1) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども

(2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども

(3) 子ども・子育て支援法施行令第1条に規定する施設を利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定

する居宅訪問型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

8 前2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、ひとり親世帯等に該当しない世帯であつて、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の者から順に2人目である教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額についてはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降である教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額については0円とする。

別表第二備考に次のように加える。

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、ひとり親世帯等に該当する世帯であつて、市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯であるときは、教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額については0円とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

議案第31号

箕面市就学援助費給付要綱改正の件

箕面市就学援助費給付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく情報システムの標準化・共通化への対応により、就学援助の認定基準を変更するため、箕面市就学援助費給付要綱（平成7年箕面市教育委員会訓令第6号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来創造局長

箕面市就学援助費給付要綱（平成七年箕面市教育委員会訓令第六号）の
一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

第三条第二項ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

議案第 32 号

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成
団体活動支援交付金交付要綱改正の件

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支
援交付金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの団体利用に係る交付金の交付対象を
拡充し、更なる同センターの利用促進と青少年健全育成事業の推進を図るため、箕
面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交
付金交付要綱（令和 4 年箕面市教育委員会訓令第 24 号）の一部改正を提案するも
のである。

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔 

第五条中「別表一の表に規定する場所及び利用種別に係る一泊又は一日当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）及び同表二の表に規定する当該利用料金に係るキャンセル料（やむを得ない事情によるキャンセルであると教育長が認めた場合に限る。以下「キャンセル料」という。）を「別表一の表に規定するセンター利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）、別表二の表に規定する貸出備品に係る使用料金（以下「使用料金」という。）及び別表三の表に規定するキャンセル料（やむを得ない事情によるキャンセルである）と教育長が認めた場合に限る。以下「キャンセル料」という。」に改める。

第六条各号を次のように改める。

一 第三条第一号に該当する団体 利用料金、使用料金及びキャンセル料の額の合計額

二 第三条第二号又は第三号に該当する団体 利用料金の額から一人当たりの自己負担基準額（別表一の表に規定する一人当たりの自己負担基準額をいう。以下同じ。）に参加者数（交付対象事業に係る参加者数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を差し引いた額、使用料金の額及びキャンセル料から一人当たりの自己負担基準額にキャンセル者数を乗じて得た額を差し引いた額の合計額

三 第三条第四号に該当する団体 それぞれ別表一の表に規定する一人当たりの利用料金相当額から一人当たりの自己負担基準額を差し引いた額に市内に在住する子どもの参加者数を乗じて得た額の合計額、使用料金（寝袋及びインフレーターマットに係るものにあつては、市内に在住する子どもの使用分に限る。）の額及びキャンセル料（市内に在住する子どものキャンセル分に限る。）から一人当たりの自己負担基準額に市内に在住する子どものキャンセル者数を乗じて得た額を差し引いた額の合計額

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条関係）

1 センター利用に係る利用料金

場 所	利用種別	利用日種別	利用料金		一人当たりの 利用料金相当額	一人当たりの 自己負担基準額
本館宿泊棟 (インドアキャンプ)	宿泊 (定員7人)	閑散期	4名まで	1泊当たり6,240円/部屋	1,560円/人	400円/人
			5名から7名まで	上記金額に1,440円/1名を追加	1,440円/人	
		繁忙期	4名まで	1泊当たり12,800円/部屋	3,200円/人	
			5名から7名まで	上記金額に3,040円/1名を追加	3,040円/人	
管理棟宿泊室 (オルタナティブキャンプ スペース)	宿泊 (定員4人)	閑散期	1泊当たり5,600円/部屋		1,400円/人	400円/人
		繁忙期	1泊当たり12,000円/部屋		3,000円/人	
	宿泊 (定員8人)	閑散期	1泊当たり11,200円/部屋		1,400円/人	
		繁忙期	1泊当たり24,000円/部屋		3,000円/人	
第1キャンプ場 (リビングキャンプ)	宿泊 (定員6人)	閑散期	1泊当たり5,600円/サイト		933円/人	300円/人
		繁忙期	1泊当たり11,200円/サイト		1,867円/人	
第2キャンプ場 (ロッジキャンプ)	宿泊 (定員6人)	閑散期	1泊当たり6,400円/サイト		1,067円/人	400円/人
		繁忙期	1泊当たり12,000円/サイト		2,000円/人	
第3キャンプ場 (フリーキャンプ)	宿泊 (定員5人)	閑散期	1泊当たり2,240円/サイト		488円/人	200円/人
		繁忙期	1泊当たり3,920円/サイト		784円/人	
炊飯場利用	日帰り	閑散期	1日当たり200円/人		200円/人	200円/人
		繁忙期	1日当たり400円/人		400円/人	

- (1) 閑散期及び繁忙期の設定については、指定管理者が市教育委員会と協議を行い、あらかじめ市教育委員会の承認を得て決定する。
- (2) 宿泊の場合の利用日は、チェックイン日とする。
- (3) 未就学児（6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）の利用料金については、無料とする。

2 貸出備品に係る使用料金

貸出備品	使用料金
寝袋	300円/1回
インフレーターマット	200円/1回
調理器具セット	1,000円/1回

3 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用日の29日前まで	0%
利用日の28日前から	100%

- (1) キャンセル日は、利用予定日を0日として計算する。
- (2) キャンセル料の百分率は、予約金額に対する割合を示している。

様式録 1 の 5

「2. 交付金算出根拠

ア 第3条第1号該当団体

利用料金＋キャンセル料の全額

イ 第3条第2号又は第3号該当団体

利用料金＋キャンセル料－1人当たりの自己負担基準額×参加した人数

ウ 第3条第4号該当団体

（1人当たりの利用料金相当額－1人当たりの自己負担基準額）×市内に在住する子どもの参加した人数」

※

「2. 交付金算出根拠

ア 第3条第1号該当団体

利用料金＋使用料金＋キャンセル料

イ 第3条第2号又は第3号該当団体

利用料金－自己負担基準額×参加者数＋使用料金＋キャンセル料－自己負担基準額×キャンセル数

ウ 第3条第4号該当団体

（利用料金相当額－自己負担基準額）×市内在住の子どもの参加者数＋使用料金（寝袋及びインフラターマツトは市内在住の子どもの使用分のみ対象）＋市内在住の子どものキャンセル料－自己負担基準額×市内在住の子どものキャンセル者数

※キャンセル料は、やむを得ない事情によるキャンセルであると教育長が認めた場合に限り、交付金の対象経費となります。」

に於ける。

第3条第2号又は第3条第5号中

「3. 交付金算出根拠

ア 第3条第1号該当団体

利用料金＋キャンセル料の全額

イ 第3条第2号又は第3号該当団体

利用料金＋キャンセル料－1人当たりの自己負担基準額×参加した人数

ウ 第3条第4号該当団体

（1人当たりの利用料金相当額－1人当たりの自己負担基準額）×市内に在住する子どもの参加した人数」

カ

「3. 交付金算出根拠

ア 第3条第1号該当団体

利用料金＋使用料金＋キャンセル料

イ 第3条第2号又は第3号該当団体

利用料金－自己負担基準額×参加者数＋使用料金＋キャンセル料－自己負担基準額×キャンセル数

ウ 第3条第4号該当団体

（利用料金相当額－自己負担基準額）×市内在住の子どもの参加者数＋使用料金（寝袋及びインフラターマツトは市内在住の子どもの使用分のみ対象）＋市内在住の子どものキャンセル料－自己負担基準額×市内在住の子どものキャンセル者数

※キャンセル料は、やむを得ない事情によるキャンセルであると教育長が認めた場合に限り、交付金の対象経費となります。」

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付対象事業を実施した団体について適用し、同日前に交付対象事業を実施した団体については、なお従前の例による。

議案第 33 号

箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱廃止の件

箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱を下記のとおり廃止する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

登録情報制度が形骸化している現状に鑑み、箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱（平成 13 年箕面市教育委員会訓令第 15 号）の廃止を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来創造局長

箕面市ゲストティーチャーの登録及び派遣に関する要綱（平成十三年箕面市教育委員会訓令第十五号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔 印

議案第34号

箕面市学校協議会の設置に関する要綱改正の件

箕面市学校協議会の設置に関する要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

要綱中の文言及び様式を一部修正するため、箕面市学校協議会の設置に関する要綱（平成14年箕面市教育委員会訓達第4号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓達第 号

子ども未来創造局長

箕面市学校協議会の設置に関する要綱（平成14年箕面市教育委員会訓達第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

第1条中「及び幼稚園」を「並びに幼稚園及び認定こども園」に改める。

第2条中「校長及び園長」を「箕面市立学校長並びに幼稚園長及び認定こども園長」に改める。

第3条第3項第1号中「幼稚園」を「幼稚園若しくは認定こども園」に改める。

第5条第2項中「幼稚園」を「幼稚園及び認定こども園」に改める。

第6条中「学校協議会推進計画書」を「箕面市学校協議会推進計画書」に改める。

第7条中「学校協議会実績報告書」を「箕面市学校協議会実績報告書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年（ 年） 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

年度（ 年度）箕面市学校協議会推進計画書

校 園 名

校 園 長 名

1. 推 進 計 画

2. 推 進 組 織

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

年度 (年度) 箕面市学校協議会実績報告書

校 園 名

校 園 長 名

1. 推 進 経 過
2. 成 果
3. 課 題
4. 学校教育自己診断の結果にかかる協議会委員の評価・意見
5. 経 費

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第35号

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱制定の件

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱を下記のとおり制定する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

みのお地域クラブ参加促進補助金の交付に関し必要な事項を定めるため、みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱の制定を提案するものである。

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔 印

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、みのお地域クラブ参加促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第二条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、箕面市立中学校に在籍する生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第三条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助の回数)

第四条 補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象者が次の各号に掲げる期間における補助対象経費の全ての支払を完了することに、対象生徒一人当たり一回とする。

一 四月一日から八月三十一日まで

二 九月一日から十二月三十一日まで

三 翌年一月一日から翌年三月三十一日まで

(補助対象期間)

第五条 補助金の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、四月一日から翌年三月三十一日までの一年間とする。

(交付申請及び申請期間)

第六条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、みのお地域クラブ参加促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第一号)に第四条各号に掲げる期間ごとの補助対象経費の実支出額を証明する書類を添えて、箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じて当該各号に掲げる日から、補助対象期間が属する年度の末日までに行わなければならない。
い。

- 一 第四条第一号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の八月一日
- 二 第四条第二号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の十二月一日

三 第四条第三号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の三月一日
(補助金の交付決定等)

第七条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金額の確定をし、みのお地域クラブ参加促進補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第二号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第八条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、請求書を速やかに委員会に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第九条 委員会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた

ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 この要綱の規定に違反したとき。

二 偽りその他不正な手段により、第八条の規定による補助金の交付の決定を受けたとき。

三 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、第八条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 委員会は、第一項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第十条 委員会は、前条第一項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 委員会は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
<p>一 補助対象経費は、補助対象者がみのお地域クラブ活動において支出する年会費、月会費又はその都度支出する会費（以下「都度会費」という。）（次号において「クラブ会費」と総称する。）とする。</p> <p>二 クラブ会費には、入会金、体験費、用具費、交通費、保険料その他これらに準ずる費用は含まない。</p> <p>三 第一号の規定にかかわらず、補助対象者が同一のみのお地域クラブ活動において月会費又は都度会費と年会費とを重複して支出している場合は、補助対象経費から当該年会費を除く。</p>	<p>十分の十</p>	<p>補助金の額は、補助対象期間内の各月において支出した補助対象経費の額（当該額が二千円を超えるときは、二千円とする。）を合算した額とする。</p>

(宛先) 箕面市教育委員会

年 月 日

みのお地域クラブ参加促進補助金交付申請書兼実績報告書

みのお地域クラブ参加促進補助金の交付を受けたいので、みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付決定に際して、箕面市教育委員会が次の事項を行うことについて同意します。

- (1) 補助金の交付要件の該当性の審査及び補助金額の算定のため、対象生徒の学齢簿、就学実態及びみのお地域クラブへの在籍情報を、公簿の閲覧又は在籍中学校若しくはみのお地域クラブへの照会により確認すること。
- (2) 国の補助金申請の算定のため、申請者世帯の就学援助の認定状況を確認すること。

記

1 申請者(保護者)	氏名… カナ… 郵便番号… 住所… 電話番号…
2 対象生徒(みのお地域クラブで活動する生徒)	氏名… カナ… 生年月日… 郵便番号… 住所…
4 対象生徒が在籍している中学校名(既に卒業又は転退学している場合は、在籍していた中学校名)	
5 補助の対象となるみのお地域クラブの名称	
6 今回の請求期間	年 月から 年 月分
7 請求期間中に支払ったみのお地域クラブ活動の参加費	※月会費・都度会費・年会費が対象です。ただし月会費又は都度会費と重複して支出している年会費は対象外です。
8 補助金の上限額	
9 交付申請額(7又は8のいずれか少ない額)	
10 補助金の振込先	金融機関名… 店名… 預金種別… <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座名義… 口座名義(か)… ※口座名義は、申請者(保護者)と同一のものに限ります。

様式第2号(第7条関係)

第 年 月 日

住所
氏名 様

箕面市教育委員会
教育長 氏 名
(公 印 省 略)

みのお地域クラブ参加促進補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請がありましたみのお地域クラブ参加促進補助金
について、下記のとおり決定しましたので、みのお地域クラブ参加促進補助金交
付要綱第7条の規定より通知します。

記

対象生徒氏名	
交付決定額 (対象期間)	

議案第 36 号

箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件

箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

市立保育所における副食費を改定するため、箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱（平成 23 年箕面市教育委員会訓令第 11 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来創造局長

箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱（平成二十三年箕面市教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

第五条第二号中「四千八百円」を「四千九百円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱第五条第二号の規定は、この要綱の施行の日以後の副食費の額について適用し、同日前の副食費の額については、なお従前の例による。

議案第 37 号

箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件

箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

市立幼保連携型認定こども園における 2 号認定子どもの副食費を改定するため、箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱（令和 5 年箕面市教育委員会訓令第 15 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来創造局長

箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱（令和五年箕面市教育委員会訓令第十五号）の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

第五条第三項第二号中「四千八百円」を「四千九百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱第五条第三項第二号の規定は、この要綱の施行の日以後の副食費の額について適用し、同日前の副食費の額については、なお従前の例による。

議案第38号

箕面市難聴児教室実施要綱の廃止の件

箕面市難聴児教室実施要綱を下記のとおり廃止する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

令和4年度から難聴児教室利用希望者がいないこと、難聴児が聴能訓練等の療育を受けられる障害児通所支援事業所が近隣市（摂津市、大阪市等）にできており、より専門的な聴能訓練等の療育を受けられることから、当教室を廃止し、箕面市難聴児教室実施要綱（平成24年箕面市教育委員会訓令第16号）の廃止を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第

号

子ども未来創造局長

箕面市難聴児教室実施要綱（平成二十四年箕面市教育委員会訓令第十六号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫

稔 印

議案第 39 号

箕面市母子保健事業等実施要綱改正の件

箕面市母子保健事業等実施要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年(2026 年) 3 月 12 日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

(提案理由)

本要綱に基づく乳児一般健康診査(満 1 歳まで)について、箕面市乳児一般(一か月児)健康診査の実施等に関する要綱(令和 6 年箕面市教育委員会訓令第 38 号)制定以前の対象者が、健診対象年齢である満 1 歳を超過したことで該当者なしとなったことから、本健診を廃止するため、その他所要の改正と併せて箕面市母子保健事業等実施要綱(令和 4 年箕面市教育委員会訓令第 17 号)の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来創造局長

箕面市母子保健事業等実施要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔印

第三条第二項中「第五号、第十五号、第十七号、第十九号、第二十号」を「第十三号、第十五号、第十七号、第十八号」に改める。

第四条中「、大阪府池田保健所、大阪府池田子ども家庭センター」を削る。

別表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げ、十二の項を削り、十三の項を十一の項とし、十四の項から二十一の項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第40号

社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定の件に係る意見の件

社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定について下記のとおり箕面市長に意見を提出する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

社会教育機関に関する事務に係る関係規則の制定について、令和8年3月5日付けR07箕総第001513号をもって箕面市長から意見の提出の依頼があったため、提案するものである。

【別記】

社会教育機関に関する事務に係る関係規則制定に係る意見

下記の社会教育機関に関する事務に係る関係規則を下記のとおり制定することについて、異議ありません。

令和8年（2026年）3月12日

箕面市教育委員会

記

1. 社会教育機関に関する事務に係る関係規則
 - ①箕面市立萱野三平記念館条例施行規則
 - ②箕面市文化財保護条例施行規則
 - ③箕面市文化財保護審議会運営規則
 - ④箕面市生涯学習審議会規則
 - ⑤箕面市立郷土資料館条例施行規則
 - ⑥箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則
 - ⑦箕面市立生涯学習センター条例施行規則
 - ⑧箕面市立総合運動場条例施行規則
 - ⑨箕面市立図書館協議会運営規則
 - ⑩箕面市立図書館処務規則
 - ⑪箕面市立図書館管理運営規則

2. 制定(案)

別添のとおり

箕面市立萱野三平記念館条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市立萱野三平記念館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立萱野三平記念館条例（平成五年箕面市条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第二条 箕面市立萱野三平記念館涓泉亭（以下「涓泉亭」という。）の開館時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 涓泉亭の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でない日）

二 十二月二十八日から翌年一月四日までの日

3 前二項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の申請)

第三条 条例第二条の規定により涓泉亭の使用の許可を受けようとする者は、涓泉亭使用許可申請書（様式第一号）を市長に提出しなければなら
ない。

(使用の許可)

第四条 市長は、涓泉亭の使用を許可したときは、涓泉亭使用許可書（様

式第二号)を交付する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

<p>涓泉亭使用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 箕面市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(団体名)</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p style="margin-top: 20px;">下記のとおり涓泉亭の使用の許可を申請します。</p>	
使 用 日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日 () 時</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 () 時</p>
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 人 数	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

<p>涓泉亭使用許可書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p>	
<p>箕面市長 氏 名印</p>	
<p>下記のとおり涓泉亭の使用を許可します。</p>	
<p>使用日時</p>	<p>年 月 日() 時</p> <p>～</p> <p>年 月 日() 時</p>
<p>使用目的</p>	
<p>使用場所</p>	
<p>使用人数</p>	
<p>備考</p>	

箕面市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 

箕面市規則第 号

箕面市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市文化財保護条例（平成九年箕面市条例第十号。以下「条例」という。）第五十六条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(同意)

第二条 条例第六条第二項（条例第三十三条第二項又は第四十一条第二項で準用する場合を含む。）の規定により同意を得ようとするときは、様式第一号による同意書の提出を求めるものとする。

(指定書)

第三条 条例第六条第六項（条例第三十三条第二項又は第四十一条第二項で準用する場合を含む。）の指定書は、様式第二号によるものとする。

(認定書の交付)

第四条 条例第二十七条第二項又は第六項の規定により箕面市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定したときは、市長は、当該保持者に対しては様式第三号により、当該保持団体に対しては様式第四号により認定書一通を交付しなければならない。ただし、二人以上の保持者を一括して保持者として認定した場合にあっては、当該二人以上の保持者に対して一通を交付することができる。

2 前項ただし書の規定により認定書を交付する場合には、市長は、当該

認定書を保管すべき者又は場所その他保管に関し必要な事項を指示するものとする。

(指定証書の交付)

第五条 条例第三十三条第一項の規定により箕面市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）を指定したときは、市長は、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たすることを適当と認める団体（市指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるもの。以下「保護団体」という。）に対して様式第五号による指定証書一通を交付しなければならない。ただし、二以上の保護団体があるときは、各一通を交付することができる。

2 条例第三十四条第一項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除したとき、第三十四条第五項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除されたとき又は保護団体が解散したときは、市長は、当該保護団体に交付した指定証書を返納させるものとする。

(選択書の交付)

第六条 条例第四十条第一項の規定により箕面市の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択したときは、市長は、当該無形の民俗文化財の保存に当たすることを適当と認める団体に対して様式第六号による選択書一通を交付することができる。ただし、二以上の団体があるときは、各一通を交付することができる。

(指定書等の再交付)

第七条 第三条の指定書、第四条の認定書、第五条の指定証書又は前条の選択書を滅失し、損傷し、亡失し、若しくは盗み取られたとき又はその記載事項に変更が生じたときは、様式第七号によりその再交付を申請することができる。

(管理責任者の選任等)

第八条 条例第九条第二項(条例第三十六条又は第四十三条第二項で準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の選任、解任又は変更の届出は、様式第八号により行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第九条 条例第十条第一項(条例第三十六条又は第四十七条で準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更の届出は、様式第九号により行うものとする。

(所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出)

第十条 条例第十条第二項(条例第三十六条又は第四十七条で準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第十号により行うものとする。

(保持者の氏名等の変更の届出)

第十一条 条例第二十九条に規定する規則で定める理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 保持者が芸名、雅号等を変更した場合

二 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じた場合

2 条例第二十九条の規定による保持者又は保持団体に係る届出は、次の各号のとおりとする。

一 保持者が氏名、芸名、雅号等又は住所を変更したときは、様式第十一号により行うものとする。

二 保持者が死亡したときは、様式第十二号により行うものとする。

三 保持者について、その保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたときは、様式第十三号により行うものとする。

四 保持団体が名称又は事務所の所在地を変更したときは、様式第十四号により行うものとする。

五 保持団体が代表者を変更し、又は構成員に異動を生じたときは、様式第十五号により行うものとする。

六 保持団体が解散したときは、様式第十六号により行うものとする。
(所在の変更の届出等)

第十二条 条例第十二条（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第十七号により行うものとする。

2 条例第十二条ただし書（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定により所在の場所の変更の届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 条例第十四条第一項本文の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合

二 条例第十五条第一項（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとする場合

三 条例第十七条第一項及び第二項（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとする場合

四 条例第十九条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更のために所在の場所を変更しようとする場合

五 条例第二十一条第一項又は第二十二条第一項（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとする場合

六 条例第三十五条第一項の規定による届出をして行う現状変更のため
に所在の場所を変更しようとする場合

3 条例第十二条ただし書（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の
規定により所在の場所の変更後に届け出ることをもって足りる場合は、
非常災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所の変更につ
いて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（滅失、損傷等の届出）

第十三条 条例第十一条（条例第三十六条又は第四十七条で準用する場合
を含む。）の規定による滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたと
きの届出は、様式第十八号により行うものとする。

（現状変更等の許可申請等）

第十四条 条例第十九条第一項及び第四十六条第一項の規定による現状変
更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者は、様式第十
九号による現状変更等許可申請書を提出するものとする。

2 条例第十九条第一項ただし書又は第四十六条第一項ただし書の規定に
より現状変更の許可を受けることを要しない措置の範囲は、次の各号の
いずれかに該当する場合とする。

一 市指定の文化財が損傷又は衰亡している場合において、その価値に
影響を及ぼすことなく当該文化財をその指定当時の原状（指定後にお
いて現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原
状）に復するとき。

二 市指定の文化財が損傷又は衰亡している場合において、当該損傷又
は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

3 条例第三十五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす
行為の届出は、様式第二十号により行うものとする。

4 条例第三十五条第一項ただし書に定める届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 箕面市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形民俗文化財を原状に復するとき。

二 市指定有形民俗文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

三 条例第三十六条で準用する条例第十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行う場合

四 条例第三十六条で準用する条例第十七条第一項及び第二項の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために現状変更を行う場合

五 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

六 市指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微である場合

（修理等の届出）

第十五条 条例第十四条第一項（条例第四十四条で準用する場合を含む。）の規定による修理又は復旧の届出は、様式第二十一号により行うものとする。

（現状変更等の終了報告）

第十六条 条例第十九条第一項及び第四十六条第一項の規定による現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者又は条例第三十五条第一項の規定による現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の届出をした者は、その許可又は届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、遅滞なく様式第二十二号による現状変更等終了報告書を市長に提出するものとする。

(修理等の終了報告)

第十七条 条例第十四条第一項(条例第四十四条で準用する場合を含む。)の規定による修理又は復旧の届出をした者は、その届出に係る修理又は復旧が終了したときは、遅滞なく様式第二十三号による修理(復旧)終了報告書を市長に提出するものとする。

(出品の申出)

第十八条 条例第二十一条第三項(条例第三十六条で準用する場合を含む。)の規定による出品の申出は、様式第二十四号によるものとする。

(公開の届出)

第十九条 条例第二十四条第一項(条例第三十六条で準用する場合を含む。)の規定による公開の届出は、様式第二十五号によるものとする。

(補助金の交付及び損失の補償)

第二十条 条例第十五条第一項(条例第三十六条又は第四十四条で準用する場合を含む。)、第三十条第二項、第三十二条第四項(条例第三十九条第二項で準用する場合を含む。)、第三十七条第二項、第四十条第三項又は第五十条第一項に規定する補助金の交付及び条例第十九条第四項(条例第四十七条で準用する場合を含む。)又は第二十三条(条例第三十二条第七項、第三十六条又は第三十九条第二項で準用する場合を含む。)に規定する損失の補償に関し必要な事項は、市長が定める。

(標識)

第二十一条 条例第五十五条の規定により設置する標識は、石造等堅牢な物質とする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次の各号に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 有形文化財、有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の別及び名称
(以下「指定の種別」という。)

二 「箕面市」の文字(所有者の氏名又は名称をあわせて表示することを妨げない。)

三 指定の年月日

四 設置の年月日

(説明板)

第二十二條 条例第五十五條の規定により設置する説明板には、次の各号に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 指定の種別

二 指定の年月日

三 指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標識等の形状等)

第二十三條 前二條に定めるもののほか、標識又は説明板の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該有形文化財、有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(標識等の設置の届出)

第二十四條 前三條に定める基準により標識又は説明板を設置しようとする

る者は、あらかじめ、様式第二十六号による標識等設置届を市長に提出するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十五条 条例第四十五条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第二十七号により行うものとする。

(台帳)

第二十六条 市長は、文化財の種別ごとに必要事項を記載した指定、認定又は選択の台帳を備え、写真及び実測図その他の資料を添付するものとする。

2 市長は、指定書等の交付又は再交付、現状変更等の申請その他必要な事項を台帳に記載するものとする。

(委任)

第二十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

同 意 書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

第6条第2項
箕面市文化財保護条例第33条第2項の規定により、私の所有する下記の文化財
第41条第2項 占有

有形文化財
有形民俗文化財
が箕面市指定 史 跡 に指定されることに同意します。
名 勝
天 然 記 念 物

記

1 名 称

2 員 数

3 所在の場所

様式第2号（条例第6条、第33条、第41条関係）

箕面市指定の文化財の指定書

（表）

第 号	指 定 書
（名 称）	（員 数）
（構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴）	
箕面市指定	有形文化財（ ） 有形民俗文化財 史跡に指定します 名勝 天然記念物
年 月 日	
	箕面市長 氏 名印

(裏)

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日

備考

- 1 指定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付を申請することができます。
- 2 次の場合には、この指定書を添えて届け出て下さい。
 - (1) 所有者が変更したとき。
 - (2) 所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更しようとするとき又は変更したとき。
 - (4) その他記載事項に変更が生じたとき。

指定を解除されたときは、指定書を返納してください。

(裏)

指定の要件

交付の年月日

再交付の年月日

備考

- 1 認定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付を申請することができます。
- 2 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したときは、この認定書と引換えに再交付します。
- 3 保持者が認定を解除されたときは、認定書を返納してください。

様式第4号（条例第27条関係）

箕面市指定無形文化財の保持団体の認定書

（表）

第 号

認 定 書

（団 体 名）

（事務所の所在地）

（代表者の氏名）

箕面市指定無形文化財

の保持団体として認定します

年 月 日

箕面市長 氏

名印

(裏)

指定の要件

交付の年月日

再交付の年月日

備考

- 1 認定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付を申請することができます。
- 2 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したときは、この認定書と引換えに再交付します。
- 3 保持団体が認定を解除されたときは、認定書を返納してください。

様式第5号（条例第33条関係）

箕面市指定無形民俗文化財の指定証書

（表）

第	号		
指 定 証 書			
（名 称）			
（保護団体名）			
（所 在 地）			
年	月	日	付けで箕面市指定無形民俗文化財として指定します
年	月	日	
箕面市長 氏			名印

(裏)

指定の要件

交付の年月日

再交付の年月日

備考

- 1 指定証書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付を申請することができます。
- 2 保護団体が名称又は事務所の所在地を変更したときは、この指定証書と引換えに再交付します。
- 3 保護団体が解散したときは、指定証書を返納してください。

様式第6号（条例第40条関係）

箕面市の記録作成等の措置を講ずべきものとして選択した無形の民俗文化財の選択書
（表）

第 号

選 択 書

（名 称）

（団 体 名）

（所 在 地）

箕面市の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択します

年 月 日

箕面市長 氏

名印

(裏)

選択の要件

交付の年月日

再交付の年月日

備考

選択書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、再交付を申請することができます。

指 定 書
認 定 書
指 定 証 書
選 択 書

再交付申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり

指 定 書
認 定 書
指 定 証 書
選 択 書

を

滅 失 し
損 傷 し
亡 失 し
盗み取られ
ましたので再交付を申請します。

記

1 指 定 文化財等の種別・名称及び員数
選 択

2 指 定 指 定 書
認 定 年月日及び 指 定 証 書 の記号番号
選 択 選 択 書

3 滅 失
損 傷 の年月日
亡 失
盗 難

4 滅 失
損 傷 の状況又は記載事項の変更内容
亡 失
盗 難

5 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 滅失、亡失又は盗難の場合は、その事実を証明する書類を添付してください。
- 2 損傷した場合又は記載事項の変更の場合は、指定書等を添付してください。

選任
管理責任者 解任届
変更

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

第9条第2項
箕面市文化財保護条例 第36条の規定により、下記のとおり市指定の文化財
第43条第2項

選任
の管理責任者を 解任 しましたので届け出ます。
変更

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者の氏名及び住所（変更の場合は新旧両管理責任者について記載するものとする。）
- 7 管理責任者の職業・年齢（解任の場合及び変更の場合の旧管理責任者については不要）
- 8 選任
解任の年月日
変更
- 9 選任
解任の理由
変更
- 10 その他参考となる事項

所有者変更届

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

第10条第1項
箕面市文化財保護条例 第36条の規定により、下記のとおり市指定の文化財
第47条

の所有者が変更しましたので指定書を添えて届け出ます。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 5 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 変更の理由

（添付書類）

所有権の移転を証明する書類

所有者氏名
の名称変更届
管理責任者住所

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

第10条第2項

箕面市文化財保護条例 第36条の規定により、下記のとおり市指定の文化財
第47条

所有者氏名
の名称を変更しましたので届け出ます。
管理責任者住所

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

5 変更前の氏名
名称
住所

6 変更後の氏名
名称
住所

7 変更の年月日

8 変更の理由

9 その他参考となる事項

(備考)

所有者の届出の場合は、指定書を添付してください。

様式第 1 1 号 (条例第 2 9 条関係)

保持者の	氏名 芸名 雅号 住所	変更届	年 月 日
(宛先) 箕面市長	住所 氏名 電話番号		
箕面市文化財保護条例第 2 9 条の規定により、下記のとおり市指定無形文化財保持者			
の	氏名 芸名 雅号 住所	を変更しましたので届け出ます。	
記			
1	市指定無形文化財の名称		
2	認定書の記号番号		
3	認定の年月日		
4	変更前の	氏名 芸名 雅号 住所	
5	変更後の	氏名 芸名 雅号 住所	
6	変更の年月日		
7	その他参考となる事項 (備考) 認定書を添えて届け出てください。		

保持者の死亡届

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

電話番号

箕面市文化財保護条例第29条の規定により、下記のとおり市指定無形文化財の保持者が死亡しましたので届け出ます。

記

- 1 市指定無形文化財の名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定の年月日
- 4 死亡の年月日
- 5 保持者の氏名及び住所
- 6 その他参考となる事項

(添付書類)

保持者の死亡の事実及び年月日を証明する書類

保持者の心身故障届

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

電話番号

箕面市文化財保護条例第29条の規定により下記のとおり市指定無形文化財の保持者の心身に故障が生じたので届け出ます。

記

- 1 市指定無形文化財の名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定の年月日
- 4 故障の生じた年月日
- 5 故障の状況
- 6 その他参考となる事項

（添付書類）

保持者の心身の故障の事実及び年月日を証明する書類

名 称
保持団体 変更届
事務所所在地

年 月 日

（宛先）箕面市長

事務所の所在地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

箕面市文化財保護条例第29条の規定により、下記のとおり市指定無形文化財の保持
団体の 名 称
事務所所在地 を変更しましたので届け出ます。

記

- 1 市指定無形文化財の名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 変更前の名称又は事務所の所在地
- 4 変更後の名称又は事務所の所在地
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

（備考）

認定書を添えて届け出てください。

保持団体 代表者変更届
構成 員異 動

年 月 日

(宛先) 箕面市長

事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

箕面市文化財保護条例第29条の規定により、下記のとおり市指定無形文化財の保持

団体の 代表者 に 変更
構成員 に 異動 がありましたので届け出ます。

記

- 1 市指定無形文化財の名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 旧代表者
旧構成員 の住所及び氏名
- 4 新代表者
新構成員 の住所及び氏名
- 5 新代表者
新構成員 の生年月日及び経歴
- 6 変更又は異動の年月日
- 7 変更又は異動の理由
- 8 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 認定書を添えて届け出てください。
- 2 新代表者又は新構成員の経歴は、市指定無形文化財に関係した経歴について記入すること。

保持団体解散届

年 月 日

（宛先）箕面市長

事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

箕面市文化財保護条例第29条の規定により、下記のとおり市指定無形文化財の保持団体が解散しましたので届け出ます。

記

- 1 市指定無形文化財の名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 解散の年月日
- 4 解散の理由
- 5 その他参考となるべき事項

（備考）

認定書を添えて届け出てください。

所在の場所変更届

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例 第12条 の規定により、下記のとおり市指定の文化財の所在
第36条

の場所を変更 します
 しました ので届け出ます。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。）
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする 年月日
変 更 し た
- 9 変更しようとする 理由
変 更 し た
- 10 その他参考となる事項

(備考)

指定書を添えて届け出てください。

滅失
損傷 届
亡失
盗難

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

第11条
箕面市文化財保護条例 第36条の規定により、下記のとおり市指定の文化財を
第47条

滅失し
損傷し
亡失し
盗み取られ
ましたので届け出ます。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の
場所を併記するものとする。）
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 事実の生じた日時及び場所
- 8 事実の生じた当時における管理状況
- 9 原 因
- 10 損傷の場合は、その箇所及び程度を示す写真又は見取図
- 11 当該文化財の保存に及ぼす影響
- 12 事実を知った日及びその後に行った措置
- 13 その他参考となる事項

現状変更等許可申請書

年 月 日

(宛先)箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例 第19条第1項 の規定により、下記のとおり市指定の文化財
第46条第1項

の 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為 をしたいので許可されるよう申請します。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
- 8 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 9 現状変更のために所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- 11 現 状 変 更
保存に影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となる事項
(添付書類)
 - 1 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の計画仕様書及び計画図
 - 2 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 3 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証する資料があるときはその資料
 - 4 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 5 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

現状変更等届

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例第35条第1項の規定により、下記のとおり市指定の文化財の
現 状 変 更 をしますので届け出ます。
保存に影響を及ぼす行為

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場
所を併記するものとする。）
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 現 状 変 更 を必要とする理由
保存に影響を及ぼす行為
- 8 現 状 変 更 の内容及び実施の方法
保存に影響を及ぼす行為
- 9 現状変更のために所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所
並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 現 状 変 更 の着手及び終了の予定時期
保存に影響を及ぼす行為
- 11 現 状 変 更 に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は
保存に影響を及ぼす行為 名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となる事項
(添付書類)
 - 1 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の計画仕様書及び設計図
 - 2 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 3 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証する資料があるときはその資料
 - 4 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 5 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、
管理責任者の承諾書

様式第21号（条例第14条、第44条関係）

修 理 届 復 旧		年 月 日
(宛先)箕面市長		
住 所		
氏 名		
(法人その他の団体にあつては、名称及び 代表者の氏名)		
電話番号		
箕面市文化財保護条例	第14条第1項 第44条	の規定により、下記のとおり市指定の文化財
の 修 理 復 旧	を 行 っ ます の で 届 け 出 ます。	
記		
1	市指定の文化財の名称	
2	員 数	
3	指定の年月日及び指定書の記号番号	
4	指定書記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所 を併記するものとする。)	
5	所有者の氏名又は名称及び住所	
6	管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
7	修理 復旧	を必要とする理由
8	修理 復旧	の内容及び方法
9	修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理 の終了後復すべき所在の場所及び時期	
10	修理 復旧	の着手及び終了の予定時期
11	修理 復旧	施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
12	その他参考となる事項 (添付書類)	
1	設計仕様書	
2	修理 復旧	しようとする箇所の写真又は見取図

現状変更等終了報告書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

箕面市文化財保護条例施行規則第16条の規定により、下記のとおり市指定の文化財の現状変更が終了しましたので報告します。
保存に影響を及ぼす行為

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 終了の年月日
- 5 その他参考となる事項
（添付書類）
終了後の写真又は見取図

修 理 終了報告書
復 旧

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

箕面市文化財保護条例施行規則第17条の規定により、下記のとおり市指定の
文化財の 修理
復旧 が終了しましたので報告します。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 終了の年月日
- 5 その他参考となる事項

（添付書類）

終了後の写真又は見取図

出品申出書

年 月 日

（宛先）箕面市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

箕面市文化財保護条例 第21条第3項
第 36 条 の規定により、下記のとおり市指定
有形文化財
有形民俗文化財 を箕面市長が行う公開の用に供するため出品したいので申し出ます。

記

- 1 市指定の文化財の名称
- 2 員 数
- 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
- 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場
所を併記するものとする。）
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 出品の場所として希望する施設
- 8 出品の期間
- 9 荷造り及び運送の方法
- 10 その他参考となる事項

公開届

年 月 日

(宛先)箕面市長

住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例 第24条第1項
第 36 条 の規定により、下記のとおり市指定

有形文化財
有形民俗文化財 を公開したいので届け出ます。

記

- 1 市指定文化財の名称
 - 2 員 数
 - 3 指定の年月日及び指定書の記号番号
 - 4 指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
 - 5 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 展覧会等の名称
 - 7 展覧会等の趣旨
 - 8 公開施設の所在地及び名称
 - 9 公開の期間
 - 10 主催者の氏名又は名称及び住所
 - 11 公開期間中の保管責任者
 - 12 荷造り、陳列等の責任者
 - 13 荷造り、運送等の方法
 - 14 その他参考となる事項
- (添付書類)
- 1 会場見取図
 - 2 会場の防災、管理計画
 - 3 所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者の承諾書
 - 4 出品目録

標識等設置届

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例第55条の規定により、下記のとおり市指定
史 跡 名 勝 の
天然記念物

管理のために 標 識 説明板 を設置しますので届け出ます。

記

- 1 市指定 史 跡 名 勝 の名称
天然記念物
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 標識等の別及び数量
- 6 当該工事の着手及び終了の予定時期
- 7 その他参考となる事項

(添付書類)

- 1 設計仕様書
- 2 設計図（標識、説明板の記載事項を含む。）
- 3 設置位置を示す図面

土地の所在等異動届

年 月 日

(宛先) 箕面市長

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

箕面市文化財保護条例第45条の規定により、下記のとおり市指定
史 跡 名 勝 の
天然記念物

指定地域内の土地について異動がありましたので届け出ます。

記

- 1 市指定 史 跡 名 勝 の名称
天然記念物
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 異動前の土地の所在地、地番、地目及び地積
- 6 異動後の土地の所在地、地番、地目及び地積
- 7 異動の年月日
- 8 異動の理由
- 9 その他参考となる事項

(備考)

指定書を添えて届け出てください。

箕面市文化財保護審議会運営規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市文化財保護審議会運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市文化財保護条例（平成九年箕面市条例第十号）に規定する箕面市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第三条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に關し必要な事項は、市長が定めることができる。

箕面市生涯学習審議会規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市生涯学習審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市生涯学習審議会条例(平成二十九年箕面市条例第二十七号)第十条の規定に基づき、箕面市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができな
い。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項
は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場
合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合に
おいて、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

箕面市立郷土資料館条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 

箕面市規則第 号

箕面市立郷土資料館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立郷土資料館条例（平成元年箕面市条例第十
三号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第二条 箕面市立郷土資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、
午前十時から午後五時までとする。

2 資料館の休館日は、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和
二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）
に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でな
い日）及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間及
び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(資料の館外貸出し)

第三条 資料館が所蔵している資料（以下「資料」という。）の館外貸出
しを受けることができるものは、他の資料館、博物館、学校その他市長
が適当と認めるものとする。

2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、館外貸出承認申請書（様
式第一号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、寄託を受けた資料（以下「寄託資料」とい
う。）の館外貸出しを受けようとするものにあつては、館外貸出承認申

請書に寄託者の同意書を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、第二項の規定により承認したときは、館外貸出承認決定通知書（様式第二号）を交付する。

5 資料を館外に貸し出す期間は、一月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（資料の寄贈及び寄託）

第四条 市長は、資料館の運営上必要があると認めるときは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、資料寄贈申込書（様式第三号）又は資料寄託申込書（様式第四号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、資料を受け入れたときは、寄贈者に対しては資料受領書（様式第五号）を、寄託者に対しては資料受託書（様式第六号）を交付するものとする。

4 寄託資料は、資料受託書と引換えに返還するものとする。

5 寄託資料は、特約がある場合を除き、資料館が所蔵する資料と同等の取扱いをするものとする。

6 市長は、寄託資料が天災その他の不可抗力により、損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その責めを負わない。

（分掌事務）

第五条 資料館の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 資料館の業務の企画及び運営に関すること。

二 資料の調査及び研究に関すること。

三 公印の管守に関すること。

四 資料館の施設及び設備の管理に関すること。

（職の設置）

第六条 資料館に館長を置く。

2 前項に定めるもののほか、資料館に主査、副主査及び主任を置くことができる。

(職務)

第七条 館長は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、資料館が所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主査、副主査及び主任は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、その所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(委任)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する規則（令和八年箕面市教育委員会規則第 号）附則第二項の規定による廃止前の箕面市立郷土資料館条例施行規則（平成元年箕面市教育委員会規則第一号。以下「旧規則」という。）の規定により教育委員会がした館外貸出しその他の行為又は施行日前に現に旧規則の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この規則の相当規定により市長がした館外貸出しその他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

<p>館外貸出承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 箕面市長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者</p> <p>下記のとおり資料の館外貸出しの承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
貸 出 資 料	資 料 名	点 数	備 考
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 目 的			
利 用 場 所			
管 理 方 法			
輸 送 方 法			
資料取扱責任者	所 属 職氏名 電話		

※寄託資料については寄託者の同意書を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

<p>館外貸出承認決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">箕面市長 氏 名印</p> <p>下記のとおり資料の館外貸出しを承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
貸出資料	資料名	点数	備考
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用目的			
利用場所			
管理方法			
輸送方法			
許可条件			

資料寄贈申込書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

申込者 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり資料を箕面市立郷土資料館に寄贈します。

記

品 名	
品 質・形 状	
寸 法	
数 量	
備 考	

様式第4号（第4条関係）

資料寄託申込書

年 月 日

(宛先) 箕面市長

申込者 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり資料を箕面市立郷土資料館に寄託します。

記

品 名	
品 質・形 状	
寸 法	
数 量	
寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

資料受領書

年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

下記のとおり寄贈資料を受領しました。

記

品 名	
品 質・形 状	
寸 法	
数 量	
備 考	

様式第6号（第4条関係）

資料受託書

年 月 日

様

箕面市長 氏 名印

下記のとおり寄託資料を受託しました。

記

品 名	
品 質・形 状	
寸 法	
数 量	
受 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

- 注意
- 1 寄託資料は、特約がある場合を除き、資料館が所蔵する資料と同等の取扱いをします。
 - 2 寄託資料は、この受託書と引換えに返還します。
 - 3 この受託書を紛失し、又は滅失したときは、直ちに資料館に届け出てください。

箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 

箕面市規則第 号

箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成十七年箕面市条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第二条 条例第五条第三項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類
- 二 法人その他の団体の役員名簿
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 五 法人その他の団体の事業の概要が分かる書類

(変更の届出)

第三条 条例第七条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項
- 二 法人その他の団体の役員
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(利用の申請)

第四条 条例第十条第一項前段又は第二項前段の許可を受けようとする者

(以下「申請者」という。)は、指定管理者に施設利用許可申請書(様式第一号。以下「許可申請書」という。)を提出しなければならない。

2 利用の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

一 国、地方公共団体及び市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人であつて複数若しくは団体に利用するもの又は市内に所在する団体(営利団体を除く。)をいう。)が利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の三月前の十一日から利用日まで

二 前号以外の者が複数又は団体に利用する場合 利用日の属する月の一月前の初日から利用日まで

(予約の方法等)

第五条 指定管理者は、前条に規定する申請(同条第二項第一号に掲げる場合に限る。)の手續を円滑に行うため、あらかじめ箕面市立箕面文化・交流センター(以下「センター」という。)の利用(条例第十三条に規定する利用をいう。以下同じ。)に係る予約を受け付けることができる。この場合において、予約の受付期間は、利用日の属する月の三月前の初日から十日までとする。

2 指定管理者は、前項の予約については、インターネットを利用する方法(箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則(平成十九年箕面市規則第七十六号)第一条に規定する公共施設予約システム(以下「公共施設予約システム」という。)を用いる方法に限る。以下同じ。)若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、又は窓口において受け付けるものとする。

3 指定管理者は、第一項の予約があったときは、抽選等の方法により利用日の属する月の三月前の十一日に予約を決定するものとする。

4 申請者は、前項の規定により予約が決定したときは、当該決定を指定管理者から送信された電子メールにより確認し、又はインターネットを利用する方法若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、若しくは窓口において確認しなければならない。

5 利用の許可の申請は、第三項の規定による予約の決定後、受け付けるものとする。この場合において、同項の規定により予約が決定した利用の許可の申請が優先されるものとする。

6 第三項の規定により予約が決定した場合において、利用日の属する月の三月前の十八日までに利用の許可の申請がされないときは、指定管理者は、当該予約の決定を取り消すものとする。

(利用の許可)

第六条 指定管理者は、許可の申請があったときは、これを審査し、利用を許可するときは、申請者に対して施設利用許可書(様式第二号)又は施設利用許可書兼領収書(様式第三号)(以下「施設利用許可書」と総称する。)を交付するものとする。

(大会議室の特例)

第七条 大会議室(大会議室と併用して利用する施設を含む。以下同じ。)を利用する場合にあつては、次のとおりとする。

一 第四条第二項第一号の申請の受付の期間 利用日の十二月前の属する月を基準として指定管理者が定める日から利用日まで

二 第五条第一項の予約の受付の期間 指定管理者が定める期間

三 第五条第三項の予約の決定日及び同条第六項の申請期限 指定管理者が定める日

2 条例第三条に規定する野外ステージを利用する場合にあっては、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号中「十二月前」とあるのは、「二月前」と読み替えるものとする。

(申請及び許可の特例)

第八条 インターネットを利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、申請者が公共施設予約システムを利用した所定の手続により行わなければならない。

2 前項の規定により申請があつた場合は、第六条の規定にかかわらず、指定管理者は許可を決定するときは公共施設予約システムを利用して決定した旨を表示し、申請者はその旨を公共施設予約システムを利用した所定の手続で確認しなければならない。

3 電話を利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、申請者が電話で当該申請の手続を担当職員に依頼することにより行わなければならない。

4 ファクシミリ又は電子メールを利用する方法（許可申請書の書式によるものを除く。）による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認める補正を受けた後に申請があつたものとみなす。

5 前二項の規定により申請があつた場合は、第六条の規定にかかわらず、指定管理者は、許可を決定するときは電話等を利用して決定した旨を申請者に伝えなければならない。ただし、申請者が公共施設予約システムを利用できる場合にあつては、第二項の規定を準用する。

6 第二項及び前項の規定による手続を行ったとき（申請者が第二項の確認を怠つた場合を含む。）は、申請者が利用の許可を受けたものとみなす。

7 第二項又は第五項の規定により利用が許可されたことについて文書の交付を申請者が申し出たときは、指定管理者は、利用日までの間に第六条の施設利用許可書に準じた文書を発行することができる。

(利用の許可の変更)

第九条 利用者（条例第十二条に規定する利用者をいう。以下同じ。）は、条例第十条第一項後段又は第二項後段の規定により許可を受けた事項を変更する場合は、変更前の施設利用許可書を添えて新たに許可申請書を提出しなければならない。

2 第四条第二項、第六条及び第十四条第二項の規定は、前項の規定により利用者が許可を受けた事項を変更する場合について準用する。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、条例第十二条の規定により特別の設備の設置等の許可を受けようとするときは、その内容を記載した書類等を指定管理者に提出するものとする。

2 指定管理者は、特別の設備の設置等の許可に際し、原状回復等必要な条件を付けることができる。

3 特別の設備の設置等及びその原状回復等に係る費用は、全て利用者の負担とする。

(利用の取消し)

第十一条 利用者は、利用の必要がなくなったときは、速やかに利用の取消しを指定管理者に申し出なければならない。

(予約等の制限)

第十二条 指定管理者は、利用者が前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことが複数回あった場合で指定管理者がセンターの円滑な管理運営上必要と認めるときは、当該利用者に係るそ

れ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことがあった場合も、同様とする。

2 指定管理者は、利用者が次条の利用料金を納付しないで利用したことが複数回あった場合は、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び次条の利用料金を納付しないで利用したことがあった場合も、同様とする。

(利用料金の納付)

第十三条 利用者は、条例第十八条第一項の規定により、利用の許可を受けた日から利用日までの間に利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者が認めるところにより利用者が利用料金を口座振替により納入することとしている場合は、前項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた日以後の所定の口座振替日に利用料金を納付しなければならない。
い。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の納付期限を延長することができる。

(利用料金の減額又は免除)

第十四条 条例第十八条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者が条例第二条の事業のために利用する場合 十割
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると市長が認める者が公益を目的に利用する場合 十割
- 三 市民の実生活に即した教育、文化及び福祉に関する恒常的な活動をする場合 十割

行う団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する
場合 七割

四 国及び他の地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合 五割

五 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合 五割

六 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 五割

七 大会議室にあつては、利用日の三月前までに利用者から利用の取消しの申出があつた場合 十割

八 大会議室以外の施設にあつては、利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があつた場合 十割

九 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合
指定管理者が定める割合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第四条第一項の規定による申請をするときに、許可申請書に代えて、施設利用許可申請書兼施設利用料金減額・免除申請書（様式第四号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第七号及び第八号に掲げる場合は、この限りでない。

（利用料金の還付）

第十五条 条例第十八条第六項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 災害等により市がセンターを利用する必要があるとき 全額

- 二 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額
- 三 大会議室にあつては、利用日の三月前までに利用者から利用の取消しの申出があつたとき 全額
- 四 大会議室以外の施設にあつては、利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があつたとき 全額
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき
指定管理者が決定する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、その理由が生じた日から五日以内に施設利用料金還付申請書兼請求書（様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第十六条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- 二 施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- 三 許可なく物品等の販売行為を行わないこと。
- 四 センターの利用を終えたときは、施設、附属設備等を原状に回復し、清掃を行うとともに、火元の点検、損傷の報告等を行うこと。
- 五 他の利用者又はセンター周辺の迷惑となる行為をしないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第十七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

施設利用許可申請書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用したいので申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所			住所			
	電話番号			電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間		利用場所		人数	利用料	
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項							
						受付	

許可年月日 年 月 日
 受付番号

施設利用許可書兼領収書

登録番号
 指定管理者
 指定管理者名

次のとおり利用を許可します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所			住所			
	電話番号			電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	利用料		
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	既納額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項				8%対象	円（内税	円）	
				10%対象	円（内税	円）	
上記の金額を領収（承認）しました。						領収印	受付
指定管理者		入金日		年 月 日			
指定管理者名		受付館名					

施設利用許可申請書兼施設利用料金減額・免除申請書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用したいので申請します。併せて利用料金の（減額・免除）を申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）	申請者	氏名				
	住所 電話番号		住所 電話番号				
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	利用料		
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
減額・免除理由							
							受付

様式第5号（第15条関係）

施設利用料金還付申請書兼請求書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用料金の還付を申請します。

受付番号		許可年月日	
代表者	氏名（団体名及び代表者名）		
	住所		
	電話番号		
	登録番号		
	事業者名		
申請者	氏名		
	住所		
	電話番号		

行事名	
-----	--

利用年月日	利用取消施設及び附属施設等	還付対象額	還付率	還付額
	合 計			

還付請求額	
-------	--

理由	
----	--

- 現金
 振込口座

金融機関名	
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

*口座名義は、申請者名と同一のものに限ります。

箕面市立生涯学習センター条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 

箕面市規則第 号

箕面市立生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第二条 条例第五条第三項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類
- 二 法人その他の団体の役員名簿
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 五 法人その他の団体の事業の概要が分かる書類

(変更の届出)

第三条 条例第七条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項
- 二 法人その他の団体の役員
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(利用の申請)

第四条 条例第十条第一項前段の許可を受けようとする者（以下「申請

者」という。)は、指定管理者に施設利用許可申請書(様式第一号。以下「許可申請書」という。)を提出しなければならない。

2 利用の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

一 国、地方公共団体及び市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人であつて複数若しくは団体に利用するもの又は市内に所在する団体(営利団体を除く。)をいう。)が利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の三月前の十一日から利用日まで

二 前号以外の者が複数又は団体に利用する場合 利用日の属する月の一月前の初日から利用日まで

(予約の方法等)

第五条 指定管理者は、前条に規定する申請(同条第二項第一号に掲げる場合に限る。)の手續を円滑に行うため、あらかじめ箕面市立生涯学習センター(以下「センター」という。)の利用に係る予約を受け付けることができる。この場合において、予約の受付期間は、利用日の属する月の三月前の初日から十日までとする。

2 指定管理者は、前項の予約については、インターネットを利用する方法(箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則(平成十九年箕面市規則第七十六号)第一条に規定する公共施設予約システム(以下「公共施設予約システム」という。)を用いる方法に限る。以下同じ。)若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、又は窓口において受け付けるものとする。

3 指定管理者は、第一項の予約があつたときは、抽選等の方法により利

用日の属する月の三月前の十一日に予約を決定するものとする。

4 申請者は、前項の規定により予約が決定したときは、当該決定を指定管理者から送信された電子メールにより確認し、又はインターネットを利用する方法若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、若しくは窓口において確認しなければならない。

5 利用の許可の申請は、第三項の規定による予約の決定後、受け付けるものとする。この場合において、同項の規定により予約が決定した利用の許可の申請が優先されるものとする。

6 第三項の規定により予約が決定した場合において、利用日の属する月の三月前の十八日までに利用の許可の申請がされないときは、指定管理者は、当該予約の決定を取り消すものとする。

(利用の許可)

第六条 指定管理者は、許可の申請があったときは、これを審査し、利用を許可するときは、申請者に対して施設利用許可書(様式第二号)又は施設利用許可書兼領収書(様式第三号)(以下「施設利用許可書」と総称する。)を交付するものとする。

(申請及び許可の特例)

第七条 インターネットを利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、申請者が公共施設予約システムを利用した所定の手続に行わなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、前条の規定にかかわらず、指定管理者は許可を決定するときは公共施設予約システムを利用して決定した旨を表示し、申請者はその旨を公共施設予約システムを利用した所定の手続で確認しなければならない。

3 電話を利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一

項の規定にかかわらず、申請者が電話で当該申請の手続を担当職員に依頼することにより行わなければならない。

4 ファクシミリ又は電子メールを利用する方法（許可申請書の書式によるものを除く。）による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認める補正を受けた後に申請があつたものとみなす。

5 前二項の規定により申請があつた場合は、前条の規定にかかわらず、指定管理者は、許可を決定するときには電話等を利用して決定した旨を申請者に伝えなければならない。ただし、申請者が公共施設予約システムを利用できる場合にあつては、第二項の規定を準用する。

6 第二項及び前項の規定による手続を行ったとき（申請者が第二項の確認を怠つた場合を含む。）は、申請者が利用の許可を受けたものとみなす。

7 第二項又は第五項の規定により利用が許可されたことについて文書の交付を申請者が申し出たときは、指定管理者は、利用日までの間に前条の施設利用許可書に準じた文書を発行することができる。

（利用の許可の変更）

第八条 利用者（条例第十条第一項後段に規定する利用者をいう。以下同じ。）は、同項後段の規定により許可を受けた事項を変更する場合は、変更前の施設利用許可書を添えて新たに許可申請書を提出しなければならない。

2 第四条第二項、第六条及び第十二条第二項の規定は、前項の規定により利用者が許可を受けた事項を変更する場合について準用する。

（利用の取消し）

第九条 利用者は、利用の必要がなくなったときは、速やかに利用の取消

しを指定管理者に申し出なければならない。

（予約等の制限）

第十条 指定管理者は、利用者が前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことが複数回あった場合で、指定管理者がセンターの円滑な管理運営上必要と認めるときは、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことがあった場合も、同様とする。

2 指定管理者は、利用者が次条の利用料金を納付しないで利用したことが複数回あった場合は、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び次条の利用料金を納付しないで利用したことがあった場合も、同様とする。

（利用料金の納付）

第十一条 利用者は、条例第十五条第一項の規定により、利用の許可を受けた日から利用日までの間に利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者が認めるところにより利用者が利用料金を口座振替により納入することとしている場合は、前項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた日以後の所定の口座振替日に利用料金を納付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の納付期限を延長することができる。

（利用料金の減額又は免除）

第十二条 条例第十五条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者が条例第三条の事業のために利用する場合 十割
 - 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると市長が認める者が公益を目的に利用する場合 十割
 - 三 市民の実生活に即した教育、文化及び福祉に関する恒常的な活動を行う団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 七割
 - 四 国及び他の地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合 五割
 - 五 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合 五割
 - 六 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 五割
 - 七 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があった場合 十割
 - 八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合指定管理者が定める割合
 - 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第四条第一項の規定による申請をするときに、許可申請書に代えて、施設利用許可申請書兼施設利用料金減額・免除申請書（様式第四号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第七号に掲げる場合は、この限りでない。
- （利用料金の還付）

第十三条 条例第十五条第六項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 災害等により市がセンターを利用する必要があるとき 全額
- 二 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額
- 三 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があったとき 全額

四 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき
指定管理者が決定する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、その理由が生じた日から五日以内に施設利用料金還付申請書兼請求書（様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第十四条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- 二 施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

三 許可なく物品等の販売行為を行わないこと。

四 センターの利用を終えたときは、施設、附属設備等を原状に回復し、清掃を行うとともに、火元の点検、損傷の報告等を行うこと。

五 他の利用者又はセンター周辺の迷惑となる行為をしないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第十五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

施設利用許可申請書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用したいので申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所			住所			
	電話番号			電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間		利用場所		人数	利用料	
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項							
							受付

許可年月日 年 月 日
 受付番号

施設利用許可書兼領収書

登録番号
 指定管理者
 指定管理者名

次のとおり利用を許可します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	利用料		
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	既納額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項				8%対象	円（内税	円）	
				10%対象	円（内税	円）	
上記の金額を領収（承認）しました。						領収印	受付
指定管理者 指定管理者名				入金日	年 月 日		
				受付館名			

様式第5号（第13条関係）

施設利用料金還付申請書兼請求書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用料金の還付を申請します。

受付番号		許可年月日	
代表者	氏名（団体名及び代表者名）		
	住所		
	電話番号		
	登録番号		
	事業者名		
申請者	氏名		
	住所		
	電話番号		

行事名	
-----	--

利用年月日	利用取消施設及び附属施設等	還付対象額	還付率	還付額
	合 計			

還付請求額	
-------	--

理由	
----	--

- 現金
 振込口座

金融機関名	
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

*口座名義は、申請者名と同一のものに限ります。

箕面市立総合運動場条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 

箕面市規則第 号

箕面市立総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第二条 条例第四条第三項に規定する箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場（以下「総合運動場」という。）の指定管理者の指定手続において市長が定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類
- 二 法人その他の団体の役員名簿
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 五 法人その他の団体の事業の概要が分かる書類

(変更の届出)

第三条 条例第六条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項
- 二 法人その他の団体の役員
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載

事項

(市民体育館等の利用の申請)

第四条 次に掲げる施設(以下「市民体育館等」と総称する。)について
条例第九条第一項前段の許可を受けようとする者(個人が単独で利用しようとする場合を除く。以下「申請者」という。)は、指定管理者に施設利用許可申請書(様式第一号。以下「許可申請書」という。)を提出しなければならない。

一 箕面市立第一総合運動場市民体育館

二 箕面市立第一総合運動場武道館

三 箕面市立第一総合運動場市民テニスコート

四 箕面市立第一総合運動場市民野球場

五 箕面市立第二総合運動場市民体育館

六 箕面市立第二総合運動場市民テニスコート

七 箕面市立第二総合運動場市民多目的グラウンド

2 利用の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

一 国、地方公共団体及び市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人であつて複数若しくは団体に利用するもの又は市内に所在する団体(営利団体を除く。)をいう。)が利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の三月前の十一日から利用日まで

二 前号以外の者が複数又は団体に利用する場合 利用日の属する月の一月前の初日から利用日まで

(予約の方法等)

第五条 指定管理者は、前条に規定する申請(同条第二項第一号に掲げる

場合に限る。) の手続を円滑に行うため、あらかじめ市民体育館等の利用に係る予約を受け付けることができる。この場合において、予約の受付期間は、利用日の属する月の三月前の初日から十日までとする。

2 指定管理者は、前項の予約については、インターネットを利用する方法（箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成十九年箕面市規則第七十六号）第一条に規定する公共施設予約システム（以下「公共施設予約システム」という。）を用いる方法に限る。以下同じ。）により、又は窓口において受け付けるものとする。

3 指定管理者は、第一項の予約があったときは、抽選等の方法により利用日の属する月の三月前の十一日に予約を決定するものとする。

4 申請者は、前項の規定により予約が決定したときは、当該決定を指定管理者から送信された電子メールにより確認し、又はインターネットを利用する方法により、若しくは窓口において確認しなければならない。

5 利用の許可の申請は、第三項の規定による予約の決定後、受け付けるものとする。この場合において、同項の規定により予約が決定した利用の許可の申請が優先されるものとする。

6 第三項の規定により予約が決定した場合において、利用日の属する月の三月前の十八日までに利用の許可の申請がされないときは、指定管理者は、当該予約の決定を取り消すものとする。

（利用の許可）

第六条 指定管理者は、許可の申請があったときは、これを審査し、利用を許可するときは、申請者に対して施設利用許可書（様式第二号）又は施設利用許可書兼領収書（様式第三号）（以下「施設利用許可書」と総称する。）を交付するものとする。

（個人利用の場合の利用手続）

第七条 市民体育館等（指定管理者が認める施設に限る。）を個人が単独で利用しようとする場合（指定管理者が認める場合に限る。）は、前三条の規定にかかわらず、当該個人は、利用料金を納付し、指定管理者が定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

（市民プール等の利用手続）

第八条 箕面市立第一総合運動場市民プール、箕面市立第二総合運動場市民プール及び箕面市立第一総合運動場スケートボード場（以下「市民プール等」という。）を利用（専用的利用を除く。）しようとする者は、利用料金を納付し、指定管理者が定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

2 市民プール等の専用的利用をしようとする者は、利用しようとする日の二月前の日の属する月の初日までに許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、市民プール等の専用的利用を許可したときは、施設利用許可書を交付するものとする。

（申請及び許可の特例）

第九条 インターネットを利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、申請者が公共施設予約システムを利用した所定の手続により行わなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、第六条の規定にかかわらず、指定管理者は許可を決定するときは公共施設予約システムを利用して決定した旨を表示し、申請者はその旨を公共施設予約システムを利用した所定の手続で確認しなければならない。

3 前項の規定による手続を行ったとき（申請者が同項の確認を怠った場合を含む。）は、申請者が利用の許可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により利用が許可されたことについて文書の交付を申請者が申し出たときは、指定管理者は、利用日までの間に第六条の施設利用許可書に準じた文書を発行することができる。

(利用の許可の変更)

第十条 利用者（条例第九条第一項後段に規定する利用者をいう。以下同じ。）は、同項後段の規定により許可を受けた事項を変更する場合は、新たに許可申請書を提出しなければならない。

2 第四条第二項、第六条及び第十五条第三項の規定は、前項の規定により利用者が許可を受けた事項を変更する場合について準用する。

(特別の設備の設置等)

第十一条 利用者は、条例第十一条の規定により特別の設備の設置等の許可を受けようとするときは、その内容を記載した書類を許可申請書に添付するものとする。

2 指定管理者は、特別の設備の設置等の許可に際し、原状回復等必要な条件を付けることができる。

3 特別の設備の設置等及びその原状回復等に係る費用は、全て利用者の負担とする。

(利用の取消し)

第十二条 利用者は、利用の必要がなくなったときは、速やかに利用の取消しを指定管理者に申し出なければならない。

(予約等の制限)

第十三条 指定管理者は、利用者が前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことが複数回あった場合で指定管理者が市民体育館等の円滑な管理運営上必要と認めるときは、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者

が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び前条の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことがあった場合も、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用者が次条の利用料金を納付しないで利用したことが複数回あった場合は、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び次条の利用料金を納付しないで利用したことがあった場合も、同様とする。

(利用料金の納付)

- 第十四条 利用者は、条例第十五条第一項の規定により、利用の許可を受けた日から利用日までの間に利用料金を納付しなければならない。

- 2 指定管理者が認めるところにより利用者が利用料金を口座振替により納入することとしている場合は、前項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた日以後の所定の口座振替日に利用料金を納付しなければならない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の納付期限を延長することができる。

(利用料金の減額又は免除)

- 第十五条 条例第十五条第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者が条例第二条の事業のために利用する場合 十割
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると市長が認める者が公益を目的に利用する場合 十割

- 三 国及び他の地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合 五割

四 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合 五割

五 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 五割

六 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があった場合 十割

七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合指定管理者が定める割合

2 前項第五号の規定は、利用料金のうち照明の利用に係るものについては、適用しない。

3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第四条第一項の規定による申請をするときに、許可申請書に代えて、施設利用許可申請書兼施設利用料金減額・免除申請書（様式第四号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第一項第六号に掲げる場合は、この限りでない。

（利用料金の還付）

第十六条 条例第十五条第六項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 災害等により市が総合運動場を利用する必要があるとき（第七条及び第八条第一項の規定による利用の場合を除く。） 全額

二 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額

三 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があったとき 全額

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき
指定管理者が決定する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、その理由が生じた日から五日以内に施設利用料金還付申請書兼請求書（様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第十七条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
二 施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
三 許可なく物品等の販売行為を行わないこと。

四 総合運動場の利用を終えたときは、施設、附属設備等を原状に回復し、清掃を行うとともに、火元の点検、損傷の報告等を行うこと。

五 他の利用者又は総合運動場周辺の迷惑となる行為をしないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第十八条 この規則に定めるもののほか、箕面市立総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

施設利用許可申請書

（宛先）指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用したいので申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所			住所			
	電話番号			電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間		利用場所		人数	利用料	
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項							
							受付

許可年月日 年 月 日
 受付番号

施設利用許可書兼領収書

登録番号
 指定管理者
 指定管理者名

次のとおり利用を許可します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	利用料		
	利用料	加算額	小計	減免額	差引	既納額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項				8%対象	円（内税	円）	
				10%対象	円（内税	円）	
上記の金額を領収（承認）しました。						領収印	受付
指定管理者 指定管理者名			入金日 年 月 日 受付館名				

様式第5号（第16条関係）

施設利用料金還付申請書兼請求書

(宛先) 指定管理者
指定管理者名

次のとおり利用料金の還付を申請します。

受付番号		許可年月日	
代表者	氏名（団体名及び代表者名）		
	住所		
	電話番号		
	登録番号		
	事業者名		
申請者	氏名		
	住所		
	電話番号		

行事名	
-----	--

利用年月日	利用取消施設及び附属施設等	還付対象額	還付率	還付額
	合 計			

還付請求額	
-------	--

理由	
----	--

- 現金
 振込口座

金融機関名	
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

*口座名義は、申請者名と同一のものに限ります。

箕面市立図書館協議会運営規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立図書館協議会設置条例（昭和六十二年箕面市条例第四号）第六条の規定に基づき、箕面市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができな
い。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第三条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第四条 協議会の庶務は、箕面市立中央図書館において行う。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における協議会の会議の招集は、中央図書館長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、中央図書館長が定めることができる。

箕面市立図書館処務規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市立図書館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、図書館（箕面市立船場図書館を除く。）の事務の処
理について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第二条 図書館に館長を置く。

2 前項に定めるもののほか、図書館に担当課長、課長補佐、主査、副主
査及び主任を置くことができる。

(職務)

第三条 館長は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、図書館が所
掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、図書館が所
掌する事務のうち、部長が所掌事務指示書（別記様式）により指示する
事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐は、上司を補佐するとともに、上司の命を受けてその所掌す
る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主査、副主査及び主任は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、
その所掌する事務のうち担当する事務を掌理し、所属職員を指揮監督す
る。

(分掌事務)

第四条 図書館の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守、職員の服務、給与、文書、予算及び決算に関すること。
- 二 施設、設備、備品その他物品の管理に関すること。
- 三 広報、統計及び調査に関すること。
- 四 資料の受入れ、収集、整理、保管及び提供並びに除籍に関すること。
- 五 資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- 六 資料の複写に関すること。
- 七 調査相談事務に関すること。
- 八 読書会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- 九 図書館相互の資料貸借に関すること。
- 十 文庫に関すること。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、図書館の事務に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

所 掌 事 務 指 示 書

所属・役職名

氏名

所掌事務の範囲	
---------	--

上記の事務を命ずる。

年 月 日

氏 名

箕面市立図書館管理運営規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市長 原 田 亮 印

箕面市規則第 号

箕面市立図書館管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十
五号。以下「条例」という。）第二十九条の規定に基づき、図書館の管
理運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第二条 図書館は、次の事業を行う。

- 一 図書、雑誌、新聞、記録、視聴覚資料その他図書館の事業に必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第五条第三項において同じ。）を含む。以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 図書館資料の閲覧、貸出し及び予約に関すること。
- 三 読書案内及び図書館資料の利用のための相談に関すること。
- 四 地方行政資料及び郷土資料の収集並びに提供に関すること。
- 五 市民生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 六 障害等により図書館の利用が困難な者への利用の援助に関すること。
- 七 図書館報、蔵書目録、書誌その他必要な刊行物の発行及び提供に関すること。

八 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及び援助に
関すること。

- 九 文庫及び読書団体との連絡、協力及び援助に関すること。
- 十 図書館資料の複写に関すること。
- 十一 図書館に附属する施設の管理運営に関すること。
- 十二 配本所（図書館から遠い地域にあつて、主に子どもの読書環境を整備するため図書の貸出しを行う施設をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関すること。
- 十三 他の図書館との連絡及び協力並びに図書及び雑誌の相互貸借に関すること。
- 十四 生涯学習センター、社会福祉施設、幼稚園、学校その他必要な機関との連絡及び協力に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進のために必要なこと。

（開館時間等）

第三条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館	開館時間
箕面市立中央図書館	午前九時三十分から午後五時（水曜日・金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）は、午後七時）まで
箕面市立東図書館	午前十時から午後五時（木曜日（祝日法に規定する休日を除く。）は、午後七時）まで
箕面市立桜ヶ丘図書館	午前十時から午後五時まで
箕面市立西南図書館	午前十時から午後五時（木曜日（祝日法に規定する休日を除く。）は、午後七時）まで。 ただし、条例第六条第一項に規定する会議室等（以下「会議室等」という。）は、午前九時から午後十時まで

箕面市立小野原図書館	午前十時から午後五時まで
箕面市立船場図書館	午前九時から午後八時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日については午前十時から午後五時まで

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 配本所の開所日等については、中央図書館長が別に定める。

(休館日)

第四条 図書館（箕面市立船場図書館を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（ただし、祝日法に規定する休日を除く。）

二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

三 図書館資料の整理点検期間（年間十日以内）

2 箕面市立船場図書館の休館日は、前項第二号及び第三号に掲げる日とする。

3 市長が特に必要と認めるときは、前二項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(貸出し等を利用できる者)

第五条 個人貸出しを利用できる者は、次のとおりとする。

一 市内に居住する者

二 市内に通勤し、又は通学する者

三 他の図書館との利用に関する協定により図書、雑誌及び視聴覚資料（以下「図書等」という。）の貸出しを受けることができる者

四 中央図書館長が適当と認める者

2 団体貸出しを利用できる団体は、次のとおりとする。

- 一 市内の各種団体
- 二 市が設置する学校、幼稚園、保育所及び認定こども園
- 三 第二条第十三号の規定により図書及び雑誌の相互貸借を行うことができる他の図書館

四 中央図書館長が適当と認める団体

3 電子書籍等（文字、音声等の電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットを通じた利用が可能なものをいう。以下この項及び第十一条において同じ。）の貸出しその他の利用の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 市内に居住する者
- 二 市内に通勤し、又は通学する者
- 三 他の図書館との利用に関する協定により電子書籍等の貸出しその他の利用の提供を受けることができる者

（図書館資料の貸出し）

第六条 図書館資料の貸出しを利用しようとするときは、図書館の館長（以下「図書館長」という。）又は箕面市立船場図書館の管理を行う指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に貸出券（様式第一号）を提示しなければならない。

（貸出券）

第七条 貸出券の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を図書館長又は指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第一号に掲げる者にあつては第五条第一項各号に、第二号に掲げる団体にあつては同条第二項各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。

- 一 個人 箕面市立図書館利用申込書（様式第二号。以下「個人利用申

込書」という。）

二 団体 箕面市立図書館団体利用申込書（様式第三号。以下「団体利用申込書」という。）

2 図書館長又は指定管理者は、貸出券の交付を受けようとする者又は団体が第五条に該当すると認めるときは、貸出券を交付する。

3 貸出券の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

一 第五条第一項第一号に定める者 貸出券の交付日から十年後の交付日の属する月の末日まで

二 第五条第一項第二号から第四号までに定める者 貸出券の交付日から四年後の交付日の属する月の末日まで

三 第五条第二項に定める団体 貸出券の交付日から当該年度の三月末日まで

4 有効期間が満了する貸出券は、貸出券の交付を受けた者又は団体が引き続き第五条に該当するときは、図書館長又は指定管理者に申し出ることににより更新することができる。この場合において、更新の申出その他の手続については、中央図書館長が別に定める。

5 貸出券を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、個人利用申込書又は団体利用申込書により速やかに図書館長又は指定管理者に届け出なければならぬ。

6 貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

7 図書館長又は指定管理者は、図書館資料を返却しない者について、返却があるまでの間は、貸出券の使用を制限することができる。

8 図書館長又は指定管理者は、故意に図書館資料の返却を怠った者、貸出券を不正に使用した者等について、貸出券を無効とし、以後の貸出券の交付を制限することができる。

(貸出しの冊数及び期間)

第八条 個人貸出しを利用できる図書等の冊数は、二十冊（第五条第一項第三号に掲げる者にあつては、当該協定により定められた冊数）までとし、貸出期間は、十五日以内とする。

2 団体貸出しを利用できる図書等の冊数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める冊数までとし、貸出期間は、一月以内とする。

一 学校図書館 児童生徒の数に一を乗じた冊数（その数に百冊未満の端数があるときは、これを百冊に切り上げた冊数）

二 前号に掲げる団体以外の団体 五十冊

3 配本所での貸出しを利用できる図書の冊数は、五冊までとし、貸出期間は、次の配本所の開設日までとする。

4 前三項の貸出期間は、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、同一の図書等につき一回を限度として、貸出しの延長の申出があつた日から十五日間（学校図書館が利用する図書等にあつては、一月間）延長することができる。

一 貸出しの延長の申出が貸出期間内になされていること。

二 貸出しの延長の申出に係る図書等に第十条に規定する予約がされていないこと。

三 貸出しの延長の申出を行う者に貸し出している図書等に貸出期間を過ぎて返却していない図書等が含まれないこと。

5 前各項の規定にかかわらず、中央図書館長が必要と認めるときは、貸出しを利用できる図書等の冊数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出しを制限する図書等)

第九条 貸し出すことができない図書等は、次のとおりとする。

- 一 持出禁止図書
- 二 貸出可能日が到来していない雑誌
- 三 前二号に掲げるもののほか、中央図書館長が指定する図書等
(予約及びリクエスト)

第十条 貸出券の交付を受けた者又は団体は、図書及び雑誌の予約(図書館が所蔵する図書及び雑誌の利用を申し込むことをいう。)及びリクエスト(図書館が所蔵していない図書及び雑誌の利用を申し込むことをいう。)(以下「予約等」という。)をすることができる。ただし、第五条第一項第三号に掲げる者にあつては、当該協定により予約等を行うことができる者に限る。

2 個人貸出しにより予約等ができる冊数は、十冊までとする。

3 団体貸出しにより予約等ができる冊数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める冊数までとする。

- 一 学校図書館 一校につき百冊
- 二 第二条第十三号の規定により図書及び雑誌の相互貸借を行うことができる他の図書館 一館につき十冊。ただし、予約に限る。
- 三 前二号に掲げる団体以外の団体 二十冊
- 4 前二項の規定にかかわらず、中央図書館長が必要と認めるときは、予約等ができる冊数を変更することができる。

5 予約等の方法その他の手続については、市長が別に定める。

(電子書籍等の利用)

第十一条 電子書籍等の貸出しその他の利用の提供については、市長が別に定める。

(障害者等への利用の援助)

第十二条 障害等により利用の援助を受けようとする者（以下「障害者等」という。）は、あらかじめ貸出券の交付を受けなければならない。

この場合において、第七条第一項第一号の個人利用申込書の提出は、本人又は代理人が来館又は郵送により行うことができる。

(視覚障害者等への利用の援助)

第十三条 障害者等のうち次に掲げる視覚障害者及び視覚障害者に準ずる者（以下「視覚障害者等」という。）は、郵送による貸出し及び対面朗読を利用することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する視覚障害の程度が一級から六級までの者

二 障害等により視覚による表現の認識が困難で、前号に掲げる者に準ずる者として中央図書館長が認めた者

2 視覚障害者等が郵送による貸出しを利用できる資料は、次のとおりとする。

一 点字図書

二 録音図書

三 墨字図書

四 前三号に掲げるもののほか、障害者用資料

3 視覚障害者等が郵送による貸出しを利用できる資料の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、郵送による貸出しを利用できる資料の数量及び期間を変更することができる。

一 点字図書、録音図書及びその他障害者用資料 十タイトルまでとし、

貸出期間は、一月以内とする。

二 墨字図書 十冊までとし、貸出期間は、一月以内とする。

4 視覚障害者等に対する郵送による貸出しに要する経費は、第一項第一号に掲げる者は無料とし、同項第二号に掲げる者は本人が負担する。

(対面朗読)

第十四条 対面朗読を希望する視覚障害者等は、希望する日時を一週間前までに中央図書館長に申し込まなければならない。この場合において、当該申込みは、本人又は代理人が口頭又は電話により行うことができる。

2 対面朗読は、一人につき一日一回までとし、朗読時間は、午前十時から正午まで又は午後一時から午後四時までの間で、一回につき二時間以内とする。

3 対面朗読は、中央図書館において実施する。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、中央図書館以外の図書館又は他の公共施設において実施することができる。

(心身障害者への利用の援助)

第十五条 障害者等のうち次に掲げる者は、郵送による貸出しを利用することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 療育手帳の交付を受けている者

三 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

四 前三号に掲げる者の代理人

五 前各号に掲げるもののほか、中央図書館長が特に必要と認める者

2 前項に掲げる者(以下「心身障害者」という。)が郵送による貸出しを利用できる資料は、図書等とする。

3 心身障害者が郵送による貸出しを利用できる図書等の冊数は、十冊までとし、貸出期間は、一月以内とする。ただし、中央図書館長が必要と

認めるときは、郵送による貸出しを利用できる図書等の冊数及び期間を変更することができる。

4 心身障害者に対する郵送による貸出しに要する経費は、本人が負担する。ただし、重度の障害があり、中央図書館長が適当と認める者については、無料とする。

(来館が困難な者への利用の援助)

第十六条 療養中等の理由により来館が困難な者で中央図書館長が必要と認める者(以下「来館困難者」という。)は、郵送による貸出しを利用することができる。

2 来館困難者が郵送による貸出しを利用できる図書等の冊数は、十冊までとし、貸出期間は、一月以内とする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、郵送による貸出しを利用できる図書等の冊数及び期間を変更することができる。

3 来館困難者に対する郵送による貸出しに要する経費は、本人が負担する。

(資料の選択、収集及び除籍)

第十七条 図書館資料の選択、収集及び除籍の基準は、中央図書館長が別に定める。

2 前項の基準に基づき、中央図書館長は、図書館資料の選択、収集及び除籍を決定する。

(利用の制限等)

第十八条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

一 この規則に違反し、又は図書館長若しくは指定管理者の指示に従わない者

二 前号に掲げる者のほか、図書館長又は指定管理者が図書館の管理運営上支障があると認める者

(汚損等の届出等)

第十九条 図書館の利用者が、図書館資料又は設備及び器具を汚損し、破損し、又は紛失したときは、速やかに図書館長又は指定管理者に届け出なければならぬ。

2 市長は、状況により、現品又は相当の代価をもって損害の賠償をさせることができる。

(資料の寄贈、寄託)

第二十条 図書館は、図書の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託を受けた資料は、図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(貸出記録等の目的外使用の禁止)

第二十一条 図書館は、貸出記録、利用状況その他個人の秘密に関する記録を目的外に使用してはならない。

(視聴覚室等の利用の申込み)

第二十二条 視聴覚室及び集会室並びに箕面市立船場図書館の学習室等(グループ学習室、ラーニング・コモンズ等)及びAVコモンズをいう。(次条及び第二十四条において「視聴覚室等」という。)を利用しようとする団体は、視聴覚室等利用申込書(様式第四号)を、利用開始予定日の三月前から一週間前までに図書館長又は指定管理者に提出しなければならぬ。

2 図書館長又は指定管理者は、利用を承認したときは、視聴覚室等利用承認書(様式第五号)を申込者に交付する。

(視聴覚室等の利用の制限)

第二十三条 図書館長又は指定管理者は、視聴覚室等の利用について次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

- 一 図書館事業と目的を異にするとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 営利を目的とするとき。
- 四 管理上支障があると認められるとき。

(視聴覚室等の利用停止等)

第二十四条 図書館長又は指定管理者は、視聴覚室等の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を停止し、又は視聴覚室等から退去させることができる。

- 一 この規則に違反し、又は図書館長若しくは指定管理者の指示に従わないとき。
- 二 利用目的が承認した利用の目的と異なるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。
(視聴覚室及び集会室の開放)

第二十五条 図書館長は、図書館事業及び第二十二条の規定による利用に支障がないと認めるときは、貸出券の交付を受けた者(第五条第一項第一号及び第二号に規定する者に限る。)に対し、個人学習の場として視聴覚室及び集会室(以下この条において「視聴覚室等」という。)を開放することができる。

2 視聴覚室等を個人学習の場として利用しようとする者は、原則として貸出券を図書館長に提示することにより視聴覚室等の利用を申し込むのとす。

3 視聴覚室等を開放する日は、図書館開館日であつて、かつ、第二十二條の規定による利用に支障がない日とし、開放する時間は、図書館長が

指定する時間とする。

4 視聴覚室等の開放に係る利用停止等については、前条の規定を準用する。

(会議室等の利用の申請)

第二十六条 会議室等を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ施設利用許可申請書(様式第六号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 利用の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、受付日を変更することができる。

一 国、地方公共団体及び市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人であつて複数若しくは団体に利用するもの又は市内に所在する団体(営利団体を除く。))をいう。)が利用する場合 利用する日(以下「利用日」という。)の属する月の三月前の十一日

二 前号以外の者が複数又は団体に利用する場合 利用日の属する月の一月前の初日

(会議室等の予約の方法等)

第二十七条 市長は、前条第二項に規定する申請(同項第一号に掲げる場合に限る。)の受付手続を円滑に行うため、あらかじめ当該利用に係る予約を受け付けるものとする。この場合において、予約の受付期間は、利用日の属する月の三月前の初日から十日までとする。

2 市長は、前項に規定する予約は、インターネットを利用する方法(箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則(平成十九年箕面市規則第七十六号)第一条に規定する公共施設予約システム(以下「公共施設予約システム」という。))を用いる方法に限る。以下同

じ。若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、又は窓口において受け付けるものとする。

3 市長は、第一項の予約があったときは、抽選等の方法により、利用日の属する月の三月前の十一日に予約を決定するものとする。

4 申請者は、前項の規定により予約が決定したときは、当該決定を市長から送信された電子メールにより確認し、又はインターネットを利用する方法若しくは電話若しくはファクシミリを利用する方法により、若しくは窓口において確認しなければならない。

5 利用の許可の申請は、第三項の規定による予約の決定後、受け付けるものとする。この場合において、同項の規定により予約が決定した利用の許可の申請が優先されるものとする。

6 第三項の規定により予約が決定した場合において、利用日の属する月の三月前の十八日までに利用の許可の申請がされないときは、市長は、当該予約の決定を取り消すものとする。

(会議室等の使用許可書の交付)

第二十八条 市長は、会議室等の利用を許可したときは、施設利用許可書(様式第七号)又は施設利用許可書兼領収書(様式第八号)を交付する。
(会議室等の利用の申請及び許可の特例)

第二十九条 インターネットを利用する方法による会議室等の利用の許可の申請については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、申請者が公共施設予約システムを利用した所定の手続により行わなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、前条の規定にかかわらず、市長は許可を決定するときは公共施設予約システムを利用して決定した旨を表示し、申請者はその旨を公共施設予約システムを利用した所定の手続で確認しなければならない。

3 電話を利用する方法による会議室等の利用の許可の申請については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、申請者が電話で当該申請の手続を担当職員に依頼することにより行わなければならない。

4 ファクシミリ又は電子メールを利用する方法（許可申請書の書式によるものを除く。）による利用の許可の申請については、第二十六条第一項の規定にかかわらず、市長が必要と認める補正を受けた後に申請があつたものとみなす。

5 前二項の規定により申請があつた場合は、前条の規定にかかわらず、市長は、許可を決定するときは電話等を利用して決定した旨を申請者に伝えなければならない。ただし、申請者が公共施設予約システムを利用できる場合にあつては、第二項の規定を準用する。

6 第二項及び前項の規定による手続を行ったとき（申請者が第二項の確認を怠つた場合を含む。）は、申請者が利用の許可を受けたものとみなす。

7 第二項又は第五項の規定により利用が許可されたことについて文書の交付を申請者が申し出たときは、市長は、利用日までの間に前条の施設使用許可書に準じた文書を発行することができる。

（会議室等の使用料の納付）

第三十条 条例第六条の規定により会議室等の利用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第十条の規定により、利用の許可を受けた日から利用日までの間に使用料を納付しなければならない。

2 市長が認めるところにより使用者が使用料を口座振替により納入することとしている場合は、前項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた日以後の所定の口座振替日に使用料を納付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、

使用料の納付期限を延長することができる。

(会議室等の使用料の減免)

第三十一条 条例第十条第二項の規定により会議室等の使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は、当該各号に定めるところによる。

一 市の機関及び市が設置する学校、幼稚園、保育所及び認定こども園が公用又は公益のために利用する場合 十割

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると市長が認める者が公益のために利用する場合 十割

三 教育、文化及び福祉に関する恒常的な活動を行う団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 七割

四 国及び他の地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合 五割

五 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合 五割

六 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合 五割

七 利用日の十四日前までに使用者から利用の取消しの届出があった場合 十割

八 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める割合

2 会議室等の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第二十六条

第一項の規定による申請をするときに、許可申請書に代えて、施設利用許可申請書兼施設使用料減額・免除申請書（様式第九号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第七号に掲げる場合は、この限りでない。

（使用料の還付）

第三十二条 条例第十条第三項ただし書の規定により、市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 使用者の責めによらない理由により会議室等を利用できなくなったとき。

二 市長が緊急又は公益的目的のため会議室等を利用する等の理由により利用ができなくなったとき。

三 利用日の十四日前までに使用者から利用の取消しの申出があったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、その理由が発生した日から五日以内に施設使用料還付申請書兼請求書（様式第十号）を市長に提出しなければならぬ。

（会議室等の利用の取消し又は変更）

第三十三条 使用者は、利用の必要がなくなったときは、利用開始前に速やかに利用の取消しを市長に申し出なければならない。

2 市長は、会議室等の利用を許可した後は、利用の条件を変更しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（会議室等の予約等の制限）

第三十四条 市長は、使用者が前条第一項の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことが複数回あった場合で市長が会議

室等の円滑な管理運営上必要と認めるときは、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を市長が必要と認め期間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び同項の申出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことがあつた場合も、同様とする。

2 市長は、使用者が第三十条の使用料を納付しないで利用したことが複数回あつた場合は、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を市長が必要と認め期間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び同条の使用料を納付しないで利用したことがあつた場合も、同様とする。

(駐車場の供用の日時)

第三十五条 条例第十三条に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の供用の日は一月一日から十二月三十一日までとし、供用の時間は午前零時から午後十二時までとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の時間を変更することができる。
(駐車場の制限)

第三十六条 条例第十四条第二項の規則で定める場合は、七日を超えて引き続き駐車することについて、あらかじめ図書館長に一月を限度として延長を申し出た期間内に駐車する場合とする。

2 条例第十四条第二項の規則で定める日数は、七日とする。
(駐車場の利用の手続)

第三十七条 駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、駐車場に入場の際に駐車場の利用に係る証票（以下「駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 駐車場利用者は、駐車場から退場の際に駐車場の使用料を納付しなけ

ればならない。

(駐車場の使用料の免除)

第三十八条 条例第十条第二項の規定により駐車場の使用料を免除するときは、次のとおりとする。

一 市の機関及び市が設置する学校、幼稚園、保育所又は認定こども園が公用のために利用するとき。

二 国又は他の地方公共団体が公用のために利用するとき。

三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車が利用するとき。

四 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者が身体障害者手帳若しくは療育手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき。

五 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者が戦傷病者手帳又はこれに準ずる書類を提示したとき。

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条に規定する被爆者が被爆者健康手帳又はこれに準ずる書類を提示したとき。

七 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 免除できる駐車場の使用料の額は、入場から当該入場した日の午後十時十五分までの利用に係る駐車場の使用料を限度とする。

(駐車券の紛失の届出)

第三十九条 駐車場利用者が、駐車券を紛失したときは、直ちに図書館長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、駐車場への入場日時を確認できないときは、入場したと確認した日の午前零時に入場したものとみなす。

(特定施設)

第四十条 条例第十九条第二項第二号、第二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の規則で定める施設は、箕面市立船場図書館のカフェスペースとする。

2 条例第二十三条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 災害その他やむを得ない理由により、市が特定施設（条例第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を利用する場合 十割
- 二 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める割合
- 3 条例第二十三条第五項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 災害その他やむを得ない理由により、市が特定施設を利用する必要があるとき 全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が決定する額

(委任)

第四十一条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)


1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和八年度における箕面市教育委員会行政組織の再編に伴う関係規則の整理等に関する

規則（令和八年箕面市教育委員会規則第 号）附則第二項の規定による廃止前の箕面市立図書館管理運営規則（平成十八年箕面市教育委員会規則第十八号。以下「旧規則」という。）の規定により教育委員会がした図書等の貸出し、貸出券の交付その他の行為又は施行日前に現に旧規則の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この規則の相当規定により市長がした図書等の貸出し、貸出券の交付その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 まで有効	バ ー コ ー ド 登録番号
かし だし けん 貸出券 	名 前 みの お し り つ と し ゃ かん 箕面市立図書館

様式第3号（第7条関係）

箕面市立図書館団体利用申込書
太枠の中は必ず書いてください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

申 込 日	年 月 日
ふ り が な	
団 体 名	
住 所	〒 □□□□□□□□
代 表 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

団 体 構 成 人 数	
利 用 者 人 数	
添 付 書 類	

※電子書籍の利用はできません。

視聴覚室等利用申込書

(宛先) (箕面市立図書館長
箕面市立図書館指定管理者)

住所
電話
団体名
代表者氏名

次のとおり利用したいので申し込みます。

利用目的 (行事名)		利 用 予 定 人 数	名
利用施設			
利用日時	年 月 日 ()	時 分～	時 分
利 用 責 任 者	住所 氏名	付 帯 設 備 の 品 目 及 び 数 量	

視聴覚室等利用承認書

年 月 日

様

〔 箕面市立図書館長
箕面市立図書館指定管理者 〕

次のとおり利用を承認します。

利 目	用 的		利 用 施 設	
利 年	用 月	日		
		年 月 日 ()		
利 時	用 間	午前・午後 時 分 午前・午後 時 分	付 帯 設 備 の 品 目 及 び 数 量	

施設利用許可申請書

（宛先）箕面市長

次のとおり利用したいので申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間		利用場所		人数	使用料	
	使用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項							
							受付

許可年月日 年 月 日
 受付番号

施設利用許可書

箕面市長

次のとおり利用を許可します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	使用料		
	使用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項							
							受付

許可年月日 年 月 日
 受付番号

施設利用許可書兼領収書

登録番号

箕面市長

次のとおり利用を許可します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間		利用場所		人数	使用料	
	使用料	加算額	小計	減免額	差引	既納額	請求額
施設							
設備							
合計							
特記事項				8%対象	円（内税 円）		
				10%対象	円（内税 円）		
上記の金額を領収（承認）しました。						領収印	受付
箕面市長							
入金日 年 月 日							
受付館名							

施設利用許可申請書兼施設使用料減額・免除申請書

（宛先）箕面市長

次のとおり利用したいので申請します。併せて使用料の（減額・免除）を申請します。

代表者	氏名（団体名及び代表者名）		申請者	氏名			
	住所 電話番号			住所 電話番号			
行事名							
内容							
利用年月日	利用時間	利用場所		人数	使用料		
	使用料	加算額	小計	減免額	差引	支払総額	請求額
施設							
設備							
合計							
減額・免除理由							
							受付

様式第10号（第32条関係）

施設使用料還付申請書兼請求書

（宛先）箕面市長

次のとおり使用料の還付を申請します。

受付番号		許可年月日	
代表者	氏名（団体名及び代表者名）		
	住所		
	電話番号		
	登録番号		
	事業者名		
申請者	氏名		
	住所		
	電話番号		

行事名	
-----	--

利用年月日	利用取消施設及び附属施設等	還付対象額	還付率	還付額
	合 計			

還付請求額	
-------	--

理由	
----	--

- 現金
 振込口座

金融機関名	
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他（ ）
口座番号	
口座名義 （フリガナ）	

*口座名義は、申請者名と同一のものに限ります。

報告第7号

箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算
(第7号) の件

箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の要請について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年箕面市教育委員会規則第25号)第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

(提案理由)

箕面市教育委員会の所管に係る各事務事業経費について見直した結果、補正予算を編成する必要が生じ、箕面市長に要請したので、報告するものである。

令和8年第1回市議会提出案件（令和7年度第7号補正）

【学校教育関係】

歳入

単位：千円

担当課・室	細節	補正額	内訳	
教育政策室	子ども・子育て支援交付金	1,132	国庫交付金	566
			府交付金	566
	未来子ども基金運用収入	10,962	財産運用収入	10,962
	未来子ども基金繰入金	△ 88,000	繰入金	△ 88,000
人権施策室	教育支援体制整備事業費補助金	△ 1,347	国庫支出金	△ 1,347
学校生活支援室	交通遺児奨学基金運用収入	△ 15	財産運用収入	△ 15
	奨学資金貸付基金運用収入	394		394
	奨学資金給付基金運用収入	282		282
	奨学資金給付基金繰入金	△ 14,350	基金繰入金	△ 14,350
青少年育成室	野外活動センター改修事業債	△ 2,400	市債	△ 2,400
学校施設管理室	学校施設環境改善交付金	△ 104,265	国庫交付金	△ 104,265
	学校教育施設整備基金運用収入	6,024	財産運用収入	6,024
	学校教育施設整備基金繰入金	△ 356,000	基金繰入金	△ 356,000
	中学校長寿命化改修事業債	△ 533,900	市債	△ 533,900
歳入合計		△ 1,081,483		

歳出

単位：千円

担当課・室	事業番号及び事業名	事業補正額	内訳	
教育政策室	未来子ども基金積立事業	104,149	未来子ども基金積立金	104,149
教職員人事室	教員チャレンジサポート事業	△ 223	報償金	△ 223
	教育専門員配置事業	△ 3,763	会計年度任用職員報酬	△ 2,662
			期末勤勉手当	△ 1,101
	教職員健康管理事業	△ 292	委託料	△ 292
人権施策室	人権教育支援事業（小中学校）	△ 750	普通旅費	△ 400
			特別旅費	△ 350
学校生活支援室	奨学資金貸付基金繰出事業	394	奨学資金貸付基金繰出金	394
	奨学資金給付事業	△ 14,350	報償金	△ 14,350
	児童就学援助事業（扶助費）	△ 4,100	給付金	△ 4,100
	生徒就学援助事業（扶助費）	△ 6,000	給付金	△ 6,000
	児童生徒就学援助事業（給食関係）（扶助費）	△ 4,800	給付金	△ 4,800
	奨学資金給付基金積立事業	9,483	奨学資金給付基金積立金	9,483

青少年育成室	野外活動センター管理運営事業（臨時）	△ 2,666	委託料	△ 2,666
学校教育室	英語指導助手住宅管理事業（臨時）	△ 2,890	賃借料	△ 2,890
	英語教育強化事業	△ 6,689	会計年度任用職員報酬	△ 4,856
			社会保険料	△ 1,833
	水泳指導業務委託事業	△ 1,683	委託料	△ 1,683
	教育 I C T 環境管理事業（小学校）	△ 10,587	委託料	△ 10,587
	教育 I C T 環境管理事業（小学校）（臨時）	△ 98,192	委託料	△ 98,192
	教育 I C T 環境管理事業（中学校）	△ 5,958	委託料	△ 5,958
教育 I C T 環境管理事業（中学校）（臨時）	△ 65,461	委託料	△ 65,461	
学校施設管理室	学校施設管理室一般事務経費（臨時）	△ 5,259	自動車損害保険料	△ 21
			機械器具費	△ 5,225
			公課費	△ 13
	小学校管理事業（学校施設管理）	20,394	光熱水費	20,394
	中学校管理事業（学校施設管理）	22,565	光熱水費	22,565
	第六中学校長寿命化改修事業（継続費）	△ 831,507	委託料	△ 35,959
			工事請負費	△ 795,548
学校教育施設整備基金積立事業	306,024	学校教育施設整備基金積立金	306,024	
学校給食室	学校給食実施事業	△ 2,000	委託料	△ 2,000
放課後子ども支援室	学力保障・学習支援事業	6,781	委託料	6,781
	放課後児童支援員派遣事業	△ 23,875	委託料	△ 23,875
歳出合計		△ 621,255		

継続費補正

単位：千円

担当課・室	事業名	補正後		
		総額	年度	年割額
学校施設管理室	箕面小学校長寿命化改修事業（継続費）	1,117,520	令和6年度	13,498
			令和7年度	122,838
			令和8年度	955,677
			令和9年度	25,507
	第六中学校長寿命化改修事業（継続費）	2,213,550	令和6年度	94,346
			令和7年度	641,349
			令和8年度	1,472,856
			令和9年度	4,999

繰越明許費補正

単位：千円

担当課・室	事業名	限度額	
		補正前	補正後
学校教育室	箕面学力・体力・生活状況システム管理事業	—	1,991
学校施設管理室	小学校施設維持管理事業	—	3,179
	中学校施設維持管理事業	—	1,168

地方債補正

単位：千円

担当課・室	事業名	限度額	
		補正前	補正後
学校施設管理室	中学校長寿命化改修事業	961,400	427,500
青少年育成室	野外活動センター改修事業	4,200	1,800

【子育て関係】

歳入

単位：千円

担当課・室	細節	補正額	内訳	
子育て支援室	児童扶養手当費負担金	△ 13,333	国庫負担金	△ 13,333
	児童手当費負担金	△ 322,800		△ 322,800
	母子等自立支援事業費補助金	△ 4,082	国庫補助金	△ 4,082
	児童手当費負担金	△ 38,601	府負担金	△ 38,601
子どもすこやか室	母子保健衛生費国庫補助金	△ 741	国庫補助金	△ 741
	感染症対策事業費補助金	253	国庫補助金	253
	妊婦のための支援給付事業費補助金	310	国庫補助金	207
児童相談支援センター	重層的支援体制整備事業交付金	△ 4,728	府補助金	103
			国庫交付金	△ 3,782
保育幼稚園利用室	施設型給付費負担金	168,352	国庫負担金	168,352
		30,188	府負担金	30,188
	施設型給付費補助金	△ 4,785	府補助金	△ 4,785
	過年度収入	303	雑入	303
歳入合計		△ 189,664		

歳出

単位：千円

担当課・室	事業番号及び事業名	事業補正額	内訳	
子育て支援室	母子等自立支援事業（扶助費）	△ 5,442	扶助費	△ 5,442
	児童手当給付事業（扶助費）	△ 400,000	扶助費	△ 400,000
	児童扶養手当給付事業（扶助費）	△ 40,000	扶助費	△ 40,000
	物価高騰対応市緊急支援事業（子育て支援）	△ 1,085	通信運搬費	△ 500
			委託料	△ 585
保育幼稚園総務室	保育所管理事業	△ 294	光熱水費	△ 294
	認定こども園管理事業	△ 3,696	光熱水費	△ 3,696
	国庫補助金返還事業	50	償還金	50
子どもすこやか室	国庫補助金等返還事業	1,838	償還金	1,838
児童相談支援センター	子ども家庭総合支援事業	△ 5,674	会計年度任用職員報酬	△ 4,853
			期末勤勉手当	△ 821
	国庫交付金等返還事業	3,145	償還金	3,145
保育幼稚園利用室	教育・保育給付施設等運営費補助事業	26,123	補助金	26,123
	教育・保育等給付事業（扶助費）	163,495	扶助費	163,495
	私立幼稚園振興助成事業	△ 2,979	補助金	△ 2,979
	国庫補助金等返還事業	5,655	償還金	5,655
保育・幼児教育センター	国庫補助金等返還事業	27	償還金	27
歳出合計		△ 258,837		

【生涯学習関係】

歳入

単位：千円

担当課・室	細節	補正額	内訳	
生涯学習・市民活動室	指定管理施設使用料	△ 9,436	雑入	△ 9,436
	生涯学習センター改修事業債	△ 2,700	市債	△ 2,700
保健スポーツ室	総合運動場施設改修事業債	△ 6,400	市債	△ 6,400
中央図書館	既存建築物省エネ化推進事業補助金	△ 5,642	国庫補助金	△ 5,642
中央図書館	西南図書館改修事業債	△ 3,200	市債	△ 3,200
歳入合計		△ 27,378		

歳出

単位：千円

担当課・室	事業番号及び事業名	事業補正額	内訳	
文化国際室	文化・芸術のまち箕面推進事業	△ 480	手数料	△ 480
文化国際室 郷土資料館	郷土資料館管理運営事業（臨時）	△ 755	委託料	△ 755
生涯学習・市民活動室	公共施設予約システム管理運営事業	△ 10,089	手数料	△ 653
			償還金	△ 9,436
	生涯学習センター管理運営事業（臨時）	△ 2,798	委託料	△ 2,798
	文化・交流センター管理運営事業（臨時）	△ 2,320	庁用器具費	△ 2,320
中央図書館	図書館情報システム管理運営事業	△ 8,434	委託料	△ 6,477
			使用料	△ 1,957
	西南図書館管理事業（臨時）	△ 1,588	委託料	△ 1,588
	西南図書館省エネ改修事業	△ 1,000	委託料	△ 1,000
	図書館システム更新事業	△ 31,897	委託料	△ 31,897
歳出合計		△ 59,361		

繰越明許費補正

単位：千円

担当課・室	事業名	限度額	
		補正前	補正後
文化国際室 郷土資料館	文化財保護活用事業（臨時）	—	1,134
生涯学習・市民活動室	生涯学習センター管理運営事業（臨時）	—	88,919

地方債補正

単位：千円

担当課・室	事業名	限度額	
		補正前	補正後
生涯学習・市民活動室	生涯学習センター改修事業	140,100	137,400
保健スポーツ室	総合運動場施設改修事業	11,100	4,700
中央図書館	西南図書館改修事業	5,000	1,800

議案第41号

箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件

箕面市教育委員会審理員及び審理補助員を下記のとおり任命するものとする。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会教育長及び箕面市教育委員会を審査庁とする審査請求の審理に当たり必要と認められるため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職に任命するものである。

【別記】

箕面市教育委員会審理員

氏 名 藤川 謙

住 所

生年月日

任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

箕面市教育委員会審理補助員

氏 名 藤川 謙

住 所

生年月日

任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

報告第8号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和8年2月4日、同月16日、同月24日、同月25日、同月28日、同年3月1日、同月3日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《分限休職》

- 1 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)2月4日付け

- 2 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)2月24日付け

- 3 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)2月25日付け

- 4 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)2月28日付け

- 5 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)3月1日付け

- 6 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)3月1日付け

- 7 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)3月1日付け

- 8 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)3月3日付け

《復職》

- 1 対象者
発令日 令和8年(2026年)2月16日付け

報告第9号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和8年2月9日に開催された令和8年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和31年箕面市教育委員会規則第1号）第5条第2項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 8 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年2月9日（月） 午前10時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
 委 員 高 橋 太 朗 君
 教 育 長 職 務 代 理 者 高 酒 井 康 生 君
 委 員 飯 田 ひ と み 君
 委 員 荒 木 友 博 君
 委 員 桑 野 啓 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 久 下 和 宏 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 今 中 美 穂 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浅 井 文 彦 君
 子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 三 島 新 平 君
 子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 高 取 貞 光 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 濱 口 悟 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 田 睦 美 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 根 貴 之 君
 子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 遠 近 高 明 君
 教 育 政 策 室 長 渡 邊 弘 君
 教 職 員 人 事 室 長 北 川 雅 崇 君
 学 校 生 活 支 援 室 長 宇 根 彩 美 君

学 校 教 育 室 長	新 井 邦 子 君
児 童 生 徒 指 導 室 長	赤 城 龍 一 君
学 校 施 設 管 理 室 長	中 野 恵 太 君
学 校 給 食 室 長	白 井 晃 世 君
子 育 て 支 援 室 長	吉 田 将 康 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長	長 與 恵 美 君
保 育 ・ 幼 児 教 育 セ ン タ ー 長	大 上 和 代 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長	森 川 祥 充 君
子 ども す こ や か 室 長	川 口 敦 子 君
文 化 国 際 室 長	小 木 曾 充 浩 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長	徳 留 圭 吾 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 長 補 佐	伊 東 真 志 君
教 育 政 策 室	黒 川 亜 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件
- 日程第 4 箕面市子ども・子育て支援条例改正の件
- 日程第 5 箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件
- 日程第 6 箕面市生涯学習審議会条例改正の件
- 日程第 7 箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件
- 日程第 8 箕面市就学援助規則改正の件
- 日程第 9 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 13 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 14 社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則制定の件に係る意見の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 16 箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件
- 日程第 17 箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 18 箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件
- 日程第 19 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 20 箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件
- 日程第 21 箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 23 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 24 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 25 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午前 10 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 8 年第 2 回箕面市教育委員会定例会

を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、桑野委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず初めに、昨日から雪が降っていますが、今朝の交通状況を見ますと、阪急バスが止まる等しており、教員が出務できていない等の影響が出ていますが、学校で柔軟に対応しておりますので、その辺りについて状況報告をお願いいたします。
- 子ども未来創造局学校教育監：本日、積雪や凍結ということで、現在校区によって対応しているところです。一中校区、三中校区及び五中校区は通常どおり対応していますが、二中校区は少し時間を遅らせて9時に開始しています。また、四中校区、六中校区及び止々呂美では3時間目から、彩都は2時間目から登校するというようになっております。
- 教育長（藤迫稔君）：給食の食材等が入るのかと気にしていましたが、特に問題なく給食は実施できるということです。後は、道路や学校の施設で滑って転倒したりしてけが人が出ないように、学校で注意していきたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：教育長報告に戻ります。まず、教育委員会委員関係ですが、1月23日にいじめ防止授業の見学がありました。前回の箕面小学校に続いて、スクールロイヤーが中小学校で行った授業を視察いただきました。また、1月28日には、みのおライフプラザにおいて4か月児健診でのブックスタートの様子を視察いただきました。私も行きましたが、お子さんはおそらく物語が分かるわけではないのですけれども、ボランティアのかたが読んでくださっているところをじっと見ていますよね。ストーリーは分かっているにしても、何か感じるものがあるというところが、スタートの段階では大事なのかなと思いました。各教育委員さんもいろいろご質問をされておられましたが、そのお話の中でよいと思ったことは、これを始めるときだけではなく、その後もロードマップを引いて、「この時点ではこういう絵本がよいのではないか」、「この時点ではこうしたほうがよいのではないか」というようなことを示してあげるといふご意見で、これも1つの策なので、また検討していきたいと思います。次に、2月3日に令和7年度大阪府適正就学委員会がありました。私は大阪府都市教育長協議会の委員として参加していますが、どこも共通の課題として捉えていることは、1つはフリースクールに行っている子どもたちの対応です。一昔前みたいに「一条校以外は絶対だめだ」、「そういうところに行っている子は一条校に戻らないとだめだ」という一択の政策ではなく、今、文科省も示していますけれども、「子どもたちの成長を長いスパンで見ると、一定の義務

教育のときに一条校に戻るだけではなく、その子にとって他に居場所があるのであればそれでよいのではないか」、「ただし、学校教育は非常に大事なので、場合によって一条校に戻るときには、スムーズに戻れるように連携を取りなさい」ということになっています。そのようなことをフリースクール側に言っているのかというところが、皆さんの意見です。教育委員会側や学校側は理解していますが、フリースクール側も同じように、「子どもたちはこういうことで居場所として来ているけれども、やはり学校との連携を密にしなければならないのだ」という意識があるのかないのかというところが少し疑問であるという意見がありました。もう1つは、外国籍の児童が非常に増えているということです。特に南の方は非常に増えているので、パッチワークみたいに増えたから何かというのではなく、もう少しどうしていくのかということの中長期のスパンで捉えていかないと、なかなか適切に対応できないのではないのかという議論がありました。最後に、行事報告ですが、1点お話ししたいこととして、第11回箕面市イングリッシュエクスペリメンテーションコンテストが開催されました。毎年参加していますけれども、回を重ねるごとに非常に素晴らしくなっており、また、子どもたちの表情やアクションも非常に素晴らしいと思っています。来年度からは、箕面文化芸能劇場の小ホールで行われますので、また違うステージに入るのかなと思っています。以上、教育長報告とさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第24、報告第6号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第25号、議案第26号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）： まず、日程第3、議案第7号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校施設管理室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長： 本件は、教育委員会が認定したみのお地域クラブ活動を実施するみのお地域クラブが市立学校の屋内運動場等設備を使用できるようにするため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正について箕面市長に要請することをご提案するものです。主な内容としては、みのお地域クラブは、営利、非営利を問わず認定されるため、本条例による改正後の第3条第1号の営利を目的とした利用を許可しない規定に、営

利を目的とするみのお地域クラブが使用する場合の例外規定を追加し、併せて文言等を整理するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明にありましたように、営利、非営利ということで、学校施設開放は営利を認めていませんが、この部活動につきましては、かなり厳しい認定要件を設けていますので、営利か非営利かということで線を引くのではなく、厳しい認定要件をクリアしているのか、していないのかということで、クリアしているところについては使用してよいのではないかと、ところが基本的な改正の理由ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第4、議案第8号「箕面市子ども・子育て支援条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項及び第3項の規定に基づき、本市が乳児等通園支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。主な内容としては、国が定めた「乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、事業の実施施設が備えるべき基準について規定するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： こども誰でも通園制度を実施するに当たって、諸々の基準を整備するということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第5、議案第9号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、公立幼稚園及び保育所の再編に伴い、箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の位置及

び施行期日を変更するため、箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、箕面市立せいなんこども園の位置を現市立桜ヶ丘保育所の位置に、箕面市立とよかわこども園の位置を現市立東保育所の位置にそれぞれ変更するとともに、箕面市立とよかわこども園に係る規定の施行日を令和10年4月1日とするものです。

- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： この件については、これまで何度か議論させていただきましたので、この条例に沿って進めさせていただきます。議案と直接関係はありませんが、次の課題として、幼稚園が保育所側に行きますので、その幼稚園跡、具体的にはとよかわみなみ幼稚園跡とせいなん幼稚園跡をどうしていくのかというのは、別の意味で新たな課題になりますので、また皆さんとご意見を交わしながら検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第6、議案第10号「箕面市生涯学習審議会条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市生涯学習審議会に箕面市社会教育委員の役割を統合し、生涯学習の一層の推進及び事務の効率化を図るため、箕面市生涯学習審議会条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、社会教育法に定められている社会教育委員の職務等を条例の第2条に新たに加えるほか、審議会の委員の構成について、従来の社会教育委員の構成を取り入れるため「社会教育関係団体の関係者」を「家庭教育の向上に資する活動を行う者」に変更するとともに、定員を14名に変更するものです。また、市長からの諮問に加えて教育委員会からも諮問できるようにするほか、委員の委嘱に関しては教育委員会の意見を聴くようにする等、引き続き、教育委員会として所管する社会教育に関する分野について関与できるようにするものです。なお、附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、社会教育委員の統合により、同条例の廃止と報酬に関する条例の一部改正をしようとするものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： これも既に議論させていただきましたが、生涯学習部門を市長部局に移管するに当たっての整理事項です。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 10 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 7、議案第 11 号「箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市立第二総合運動場の市民温水プールの位置を規定するため、箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、現在の改正条例中市民プールの項に規定されている位置「箕面市粟生外院一丁目 1 番」を、「箕面市粟生外院一丁目 1 番 1 号」に改めようとするものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 議案に直接関係はありませんが、工事が順調かどうか、現在の進捗状況を報告できますか。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長： 市民温水プールの工事の進捗状況ですが、令和 7 年の 10 月末頃から着工し、現在のところ、当初に設定したマスタースケジュールのとおり、ほぼ寸分の違いもなく、遅滞なく進行をしております。また、年明けの頃から上物の鉄骨を建て始めていまして、現在は足場で囲われている状態なので中身までは外から見えない状態ではありますが、特に遅れについての工事業者からの報告はございません。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 11 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 8、議案第 12 号「箕面市就学援助規則改正の件」、日程第 9、議案第 13 号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」、日程第 10、議案第 14 号「箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」、日程第 11、議案第 15 号「箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長：本件は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく情報システムの標準化・共通化への対応により、対象事業のシステム更新に伴う整理のため、箕面市就学援助規則等の一部改正をご提案するものです。主な内容としては、就学援助システム及び学齢簿システムから発出する様式等を国の示す標準仕様に改めるものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第12、議案第16号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、令和8年度から乳児等通園支援事業を開始するに当たり、認定申請等について新たに定めるため、箕面市保育の利用に関する規則の改正をご提案するものです。具体的には、乳児等通園支援事業の給付認定に係る申請及び変更並びに支給認定証の様式の計3様式を新たに定めます。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第13、議案第17号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長：本件は、国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正をご提案するものです。具体的には、第4条の別表のうち、運営費について、年間延べ利用児童数に応じた補助基準額を国の改定額と同額とする内容となっております。なお、附則におきまして、要綱は訓令の日から施行し、改正後の本要綱の規定は、令和7年4月1日から適用するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 17 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 14、議案第 18 号「社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則制定の件に係る意見の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、社会教育法第八条の二の規定に基づき、教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則の制定について、令和 8 年 1 月 30 日付けで箕面市長から意見の提出の依頼があったため、ご提案するものです。社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則を制定する議案について、異議がない旨の意見とするものです。同規則の内容は、図書館、郷土資料館、萱野三平記念館涓泉亭、総合運動場、箕面文化・交流センター及び生涯学習センターの設置及び廃止に関する事務並びにこれらの機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるものを管理し、及び執行するに当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないとするものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 18 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 15、議案第 19 号「箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和 8 年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、令和 8 年度箕面市一般会計予算の箕面市長への要請をご提案するものです。まず、歳入につきましては、令和 8 年度の教育委員会事務局の当初予算額は、156 億 8,729 万 7 千円で、前年度と比較して、8 億 6,949 万 1 千円、5.9%の増加です。次に、歳出につきましては、令和 8 年度の当初予算額は、全体で 255 億 46 万 1 千円で、前年度と比較して、40 億 4,836 万 1 千円、18.9%の増加です。なお、人件費を除きますと、223 億 3,267 万 5 千円で、前年度と比較して、11 億 2,019 万 1 千円、5.3%の増加です。そ

の内訳としまして、学校教育関係では、74億2,619万8千円、前年度と比較して、19億338万4千円、34.5%の増加、子育て関係では、137億6,264万4千円、前年度と比較して、1億6,808万3千円、1.2%の減少、生涯学習関係では、11億4,383万3千円、前年度と比較して、6億1,511万円、35.0%の減少です。次に、各分野ごとの主な増減内容につきましてご説明いたします。まず学校教育関係です。学校教育室におきましては、当初予算額16億735万3千円、前年度と比較して、5億2,694万9千円、48.8%の増加ですが、これは、児童生徒一人一台タブレット端末に「AI英語学習教材」を導入し、個別最適化な学習環境を整備する英語教育強化事業の拡充や、令和7年度に市立小学校のうち7校で行っていた水泳授業の民間委託を全校で行うため水泳指導業務委託事業を拡充することになったこと等によるものです。児童生徒指導室におきましては、当初予算額2億7,696万9千円、前年度と比較して、1億1,818万9千円、74.4%の増加ですが、これは、令和9年度の中学校3年生、小中一貫校9年生が部活動を引退するタイミングで、箕面市全体として部活動を終了し、みのお地域クラブ活動に転換を行うに際し、保護者に対する地域クラブ会費支援やみのお地域クラブ創設支援補助金交付実施等によるものです。次に学校施設管理室におきましては、当初予算額30億8,049万3千円、前年度と比較して、8億8,337万5千円、40.2%の増加ですが、これは、老朽化が進んだ箕面小学校の校舎改修等によるものです。最後に、学校給食室におきましては、当初予算額15億7,923万2千円、前年度と比較して、1億4,744万1千円、10.3%の増加ですが、これは、市立小中学校・小中一貫校に在籍する児童生徒の学校給食費について、学校給食に係る家庭の経済的負担を軽減するため、令和8年度から無償化すること等に伴うものです。次に子育て関係です。子育て支援室におきましては、当初予算額40億5,950万8千円、前年度と比較して6億6,253万5千円減少ですが、これは、児童手当給付事業の減額及び物価高騰対応市緊急支援事業の終了に伴うものです。まず、児童手当給付事業については、令和6年10月からの児童手当制度の拡充に対応するため、令和7年度においては予算額に一定の余裕をもたせ計上しておりましたが、令和8年度においては令和7年度の給付実績を踏まえ、予算額を精査したことにより、前年度予算額から4億1,268万円の減額を行っています。次に、物価高騰対応市緊急支援事業については、令和7年度のみ臨時事業のため前年度予算額から本事業分2億4,193万8千円が減額となっています。なお、増額を行う事業としまして、子育てに関する相談や支援を受けられる場として、西部・中部地域に加えて東部地域においても子育て支援センターを開設するため、地域子育て支援センター運営事業において拡充分として前年度から436万2千円の増額を行っています。次に、保育幼稚園総務室におきましては、当初予算額1億7,094万5千円、前年度と比較して、3,526万円、26.0%の増加ですが、これは、令和9年4月のせいなんこども園

の開園に向け、現市立桜ヶ丘保育所施設の改修や「園務支援・登降園管理システム」の導入、備品等の調達を実施すること等に伴うものです。続いて、子どもすこやか室におきましては、当初予算額7億5,778万1千円、前年度と比較して、7,445万4千円、10.9%の増加ですが、これは、国の方針に基づき、令和8年4月から、妊娠28週から37週に至るまでの妊婦のかたを対象とし、RSウイルスワクチンの定期接種を開始すること等によるものです。次に生涯学習関係です。文化国際室におきましては、当初予算額3,450万8千円で、前年度と比較して、2,097万2千円、154.9%の増加ですが、これは、「文化・芸術のまち箕面」のブランド力をさらに高めていくため、企業版ふるさと納税による寄付金を活用し、船場において「アート・地域・まちづくり」のつながりを深める船場におけるアート×まちづくり事業の実施等によるものです。次に、保健スポーツ室におきましては、当初予算額5億8,372万7千円、前年度と比較して4億5,077万円、43.6%の減少ですが、こちらは令和7年10月に開始しました第二総合運動場の新設室内温水プールの工事が令和8年度5月末で完了見込みのためです。また、新規事業として、同じく老朽化が進む箕面市立第一総合運動場市民プールのリニューアルに係る第一市民プールリニューアル検討事業を実施し、当該事業については1,166万円の予算を増額しております。続いて、中央図書館におきましては、当初予算額1億9,396万2千円、前年度と比較して2億2,643万4千円、53.9%の減少ですが、これは令和7年度に予算を計上しておりました、図書館システム更新事業及び西南図書館省エネ改修事業が完了したためです。なお、新規事業として、令和7年の学校の夏休みの一部期間のみ行っておりました中央図書館及び東図書館の自習室開放の21時までの時間延長を通年で行うため、自習室拡充事業を実施します。当該事業については、委託料として356万2千円の予算を計上しております。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この間、教育委員さんの間でいろいろ議論していただいたことが全部入っているかと言うと少し難しいですが、かなりの割合でしっかり予算を入れています。議会でご議決いただけましたら、我々としてはそれをしっかりとやっていくということが次の使命になりますので、よろしく願いしたいと思います。今の予算の話では出てきませんでしたが、英語の授業を見ていただいたときに、「ALTも沢山いるので、スーパーバイザーが1人だと厳しく、やはりもう1人ぐらいは必要ですよ」というご意見をいただきましたので、今、人事当局にはそれを強く申し入れており、何とか対処していただけるのではないかと考えていますことも付け加えておきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第19号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第16、議案第20号「箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員の任期満了に伴い、引き続き委員を任命する必要があるため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき、新たな委員の任命についてご提案するものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、議案第20号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第17、議案第21号「箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たな学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてご提案するものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、議案第21号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第18、議案第22号「箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : 本件は、箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、大阪府児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に規定する嘱託医として、新たに保育所内科医及び保育所歯科医を委嘱するため、ご

提案するものです。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第22号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第19、議案第23号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条第2号及び第3号に規定する病児保育相談医及び病後児保育相談医を新たに委嘱するため、ご提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第23号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第20、議案第24号「箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、箕面市立児童発達支援センター診療所嘱託医の任期満了に伴い、リハビリテーション科に従事する医師を引き続き委嘱するため、ご提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第21、議案第25号「箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：本件は、箕面市における保育・

幼児教育の質の向上に係る事業への指導及び助言等を行う箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び箕面市内の保育・幼児教育施設の巡回訪問等を行う保育・幼児教育サポーターの任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第2条各号の規定に基づき、新たに保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーターを任命するため、ご提案するものです。

- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第22、報告第4号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第23、報告第5号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和8年1月15日に開催された令和8年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、ご提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第5号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認

されました。

- 教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はありませんでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第24、報告第6号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第6号、議案第26号に係る審議）

- 教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案20件、報告3件は、全て議了いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和8年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時12分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）

報告第10号

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別添1のとおり

（提案理由）

箕面市立学校職員の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（平成24年箕面市教育委員会訓令第17号）第2条第1項の規定に基づき、諮問したので、報告するものである。

議案第42号

箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒
審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

箕面市立学校職員の非違行為に対する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果について、下記のとおり報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別添1のとおり

（提案理由）

箕面市立学校職員の非違行為に関する事件について、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会から審査結果の答申を受けたので報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定するため、提案するものである。

報告第11号

生徒指導の件

生徒指導の件について下記のとおり報告する。

令和8年（2026年）3月12日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別添2のとおり

（提案理由）

生徒指導について、国の指針に基づき令和8年3月3日付けで箕面市長に対する報告を行ったので、報告するものである。